【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月13日
【発行者名】	ピクテ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　萩野　琢英
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	佐藤　直紀
【電話番号】	03-3212-3411
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ピクテ・マルチアセット・アロケーション・ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	３兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ピクテ・マルチアセット・アロケーション・ファンド
(愛称として「クアトロ」と称する場合があります。以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。委託会社であるピクテ投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
なお、ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

３兆円※を上限とします。
※受益権１口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の合計額

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。
※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を計算日における受益権口数で除した金額で、ファンドにおいては１万口当たりの価額で表示しています。基準価額は、組入れた有価証券等の値動きにより日々変動します。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。
基準価額は、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社　電話番号0120-56-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで)　ホームページおよび携帯サイトhttp://www.pictet.co.jp)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「クアトロ」)。

(5)【申込手数料】

3.78%(税抜3.5%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。
詳しくは、販売会社にてご確認ください。
申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額が加算されます。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。
※償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

販売会社が定める１円または１口(当初元本１口＝１円)の整数倍の単位とします。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。
詳しくは、販売会社にてご確認ください。

自動購入サービス契約※を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

(７)【申込期間】

平成27年11月14日から平成28年５月13日までとします。
なお、申込期間は上記期間満了前に、委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(８)【申込取扱場所】

販売会社の本支店等において申込みの取扱いを行います。販売会社については、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社　電話番号0120-56-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで)　ホームページおよび携帯サイトhttp://www.pictet.co.jp)までお問い合わせください。

(９)【払込期日】

受益権の取得申込者は、取得申込みを行った販売会社の定める日までに申込代金(申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額)を支払うものとします。各取得申込受付日の発行価額の総額は追加信託の行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は、取得申込みを行った販売会社へお支払いください(販売会社については、「(８)申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください)。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。
ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドは、実質的に日本を含む世界の株式および債券等への投資ならびにデリバティブ取引を行うことにより信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

信託金の限度額は１兆円です。

② ファンドの商品分類※は、追加型投信／内外／資産複合です。

※一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

＜商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

＜属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (資産複合※)) 資産複合	年１回 年２回 年４回 年６回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド ・オブ・ ファンズ	あり (適時ヘッジ) なし

※株式、債券およびデリバティブ等

(注)属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜ファンドが該当する商品分類の定義＞

商品分類		定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

＜ファンドが該当する属性区分の定義＞

属性区分		定義
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (資産複合) (株式・債券・ デリバティブ等))	目論見書または投資信託約款において、株式、債券および不動産投信以外の資産(ファミリーファンド方式による投資信託証券)を通じて、主として株式、債券およびデリバティブ等に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年２回	目論見書または投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含みます)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	あり (適時ヘッジ)	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

ファンドは、マザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、株式、債券およびデリバティブ等を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注)ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(http://www.toushin.or.jp)で閲覧できます。

③　ファンドの特色

様々なアセット・クラス(資産)への分散投資と投資戦略を活用し、市場環境に応じて資産配分を機動的に変更することにより、「負けない運用※」を目指すファンドです。

※「負けない運用」とは、下落リスクを低減しつつ中期的に安定した収益を獲得する運用をいいます。

「負けない運用」の４つの源泉

a　分散投資の徹底

様々なアセット・クラス（資産）へ分散投資し、ポートフォリオ効果※を追求することで、リスクに対するリターンの向上を狙います。

※「ポートフォリオ効果」とは、値動きの異なる複数の資産を組合わせて分散投資することで、個々の資産の値動きが相殺され、ポートフォリオ全体としてのリスクが軽減されることをいいます。

(ご参考)直近の資産配分比率

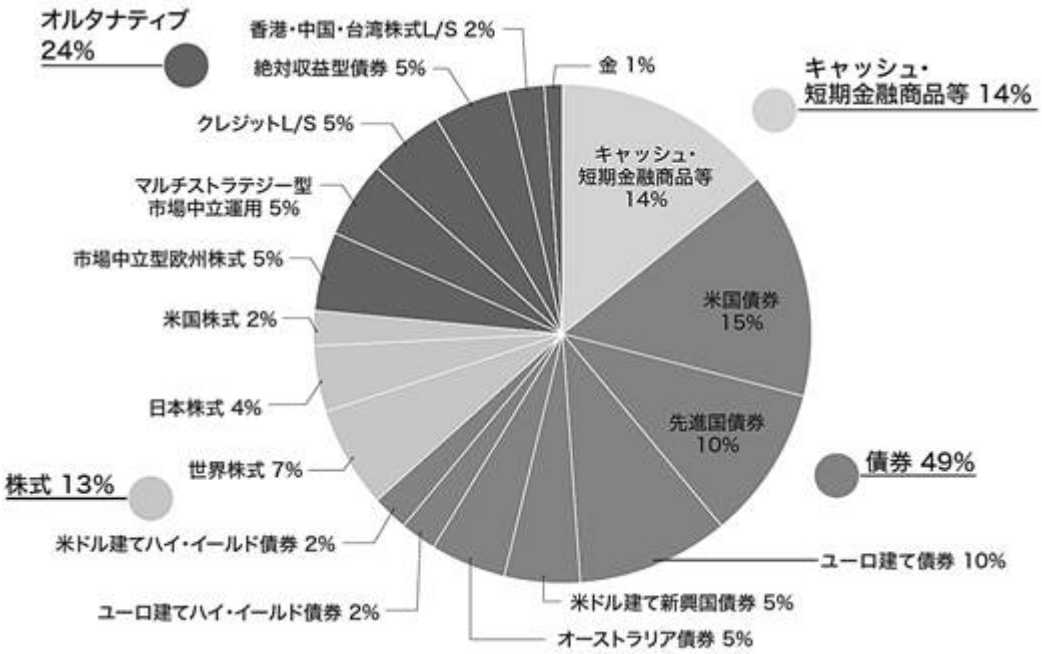

※上記の資産配分比率は、平成27年９月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

○投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界の株式および債券等への投資ならびにデリバティブ取引を行います。
※投資対象とする投資信託証券の主な投資対象・方針につきましては、後記「指定投資信託証券の概要」をご参照ください。

○投資信託証券への投資のほか、有価証券指数等先物取引等および為替予約取引等を直接行うことがあります。

b　魅力的な運用戦略へ投資

高い運用力が期待できる戦略を選別し分散投資します。

○実際の運用は、投資信託証券への投資を通じて行いますが、各投資信託は、それぞれの専門チームが独自の戦略で運用を行います。異なる戦略を選別・分散投資することで、投資している投資信託毎のアルファ※が分散され、パフォーマンスの安定化が期待できます。
※「アルファ」とは、運用戦略を通じて発生させる市場を上回るプラスアルファの収益をいいます。
○ポートフォリオの一部は為替ヘッジを行うことにより、為替リスクの低減を図ることがあります。

c　機動的に資産配分を変更

市場環境に応じてアセット・クラスやその配分比率を機動的に変更します。

○投資にあたっては、市場環境に応じて各資産の収益とそのリスク見通しを分析して指定投資信託証券※の中から選択し、その配分比率を決定します。
※「指定投資信託証券」とは、委託会社が選別した投資信託証券です。
○組入資産および配分比率については、適宜見直しを行います。
○金融危機時などの市場環境においては、流動性資産（キャッシュ・短期金融商品等）の比率を大幅に引き上げることもあります。

配分比率のイメージ

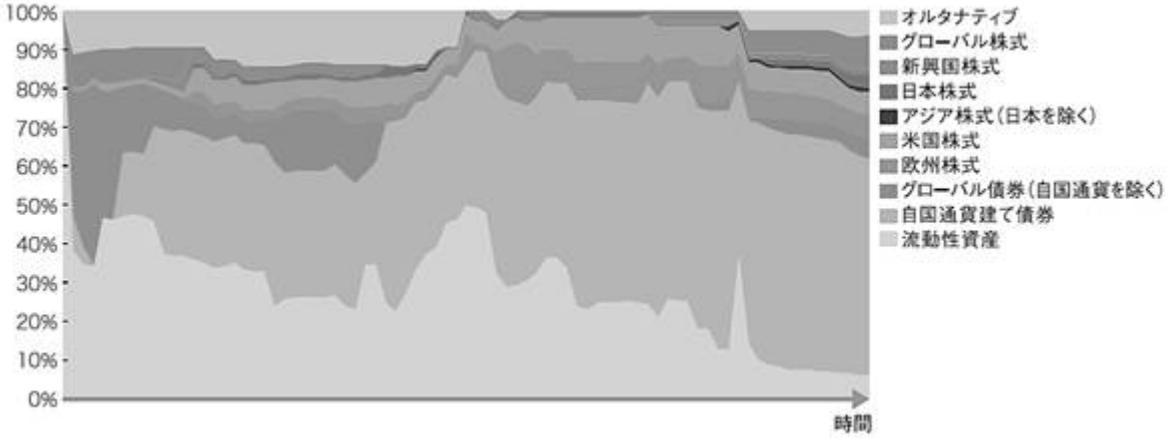

(注)上記はあくまでもイメージであり、実際の配分比率とは異なります。

d　最新の投資手法も活用

株式や債券などの伝統的な投資とは異なる投資戦略、オルタナティブ戦略へも投資を行い、更なる分散投資効果を追求します。

○オルタナティブ戦略とは、上場株式や債券などの伝統的な資産への投資とは異なる代替的な投資手法のことをいい、株式市場や債券市場の動きに左右されにくい投資成果を目指す戦略などが多く、一般的に分散投資効果の向上が期待できる戦略です。
例えばREIT、コモディティ等への投資のほか、ロング・ショート戦略（割安と判断される資産を買建て、割高と判断される資産を売建てる投資手法）などがあります。

（例）ロング・ショート戦略のご説明

ロング・ショート戦略とは？
株価は同業種の場合、似た動きをすることが多いといわれています。しかし、その中でも成長力の高い銘柄や逆に業績的に問題がある企業が存在するなど、相対的に株価に差が出ることがあります。割安な銘柄を買建て、割高な銘柄を売建てることで、市場の方向性に関係なく収益を追求する運用手法です。

ロング・ショート戦略のイメージの一例

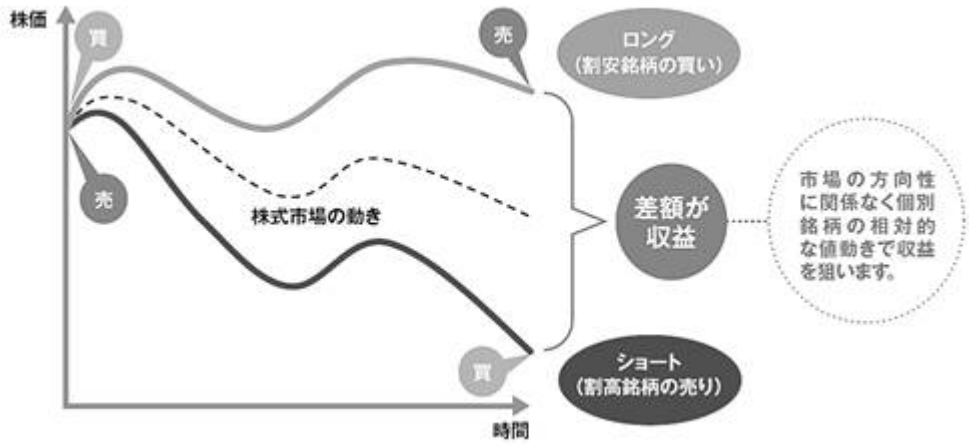

※投資対象市場が上昇した場合でも、収益が得られない場合や損失が発生する場合があります。

※資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

（2）【ファンドの沿革】

平成25年12月12日　信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

①　委託会社およびファンドの関係法人

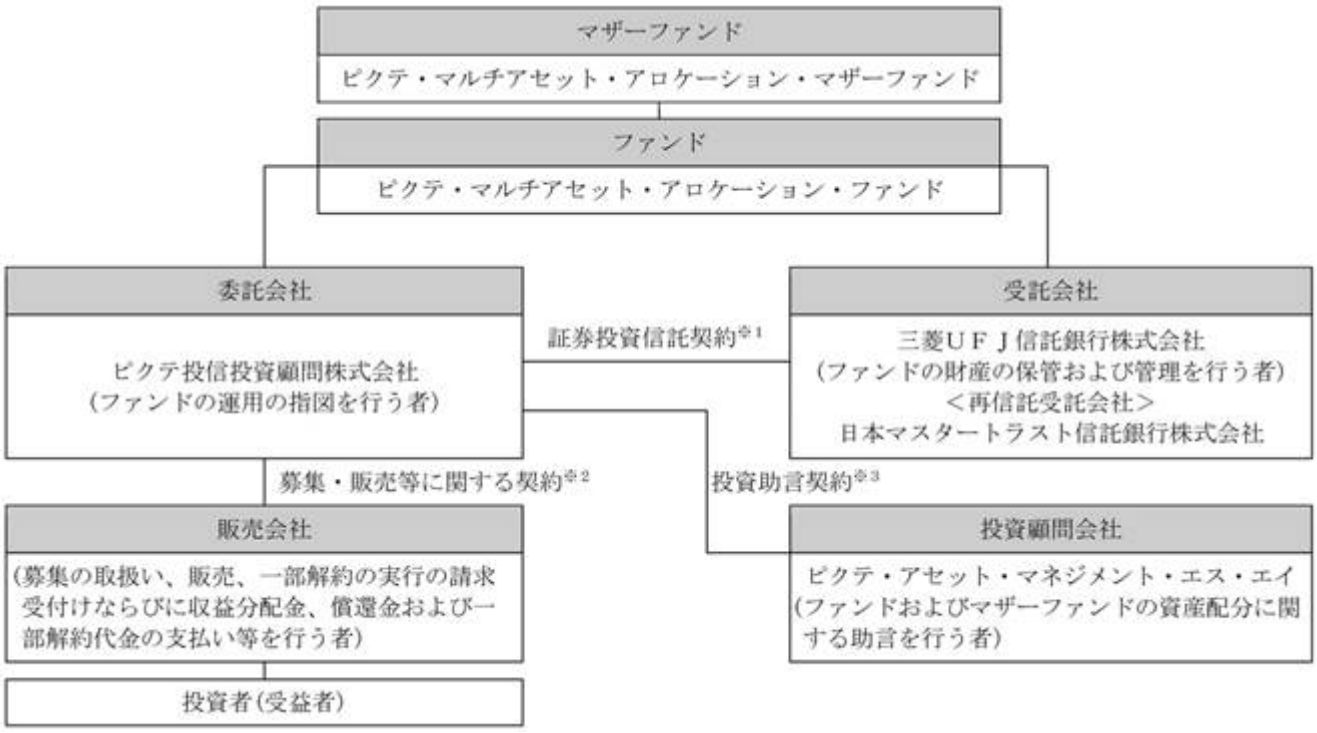

※１　ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。

※２　販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等について規定されています。

※３　投資助言に係る業務の内容等について規定されています。

○ピクテ・マルチアセット・アロケーション・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。なお、直接有価証券指数等先物取引および為替予約取引等を行う場合があります。

○ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。

○マザーファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。マザーファンドでは、指定投資信託証券として後記に掲げる各投資信託を主要投資対象とします。平成27年11月14日現在の各指定投資信託証券の概要につきましては、後記をご覧ください。

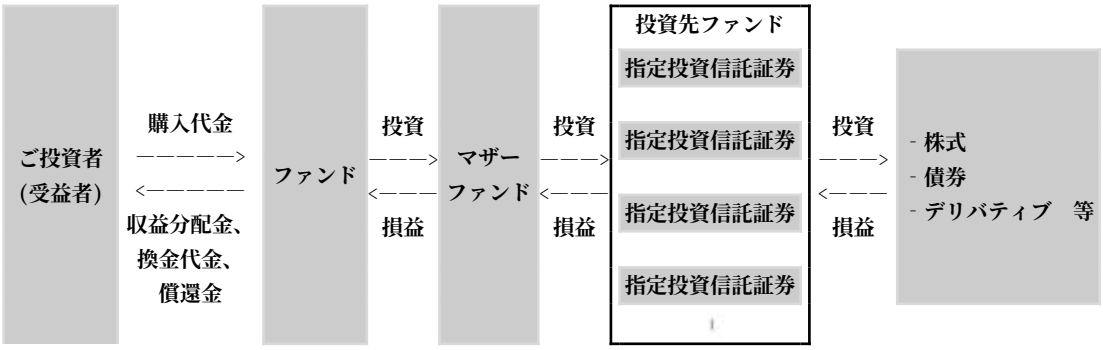

②　委託会社の概況(平成27年９月末日現在)

・資本金：２億円

・沿　革：昭和56年　ピクテ銀行東京駐在員事務所開設
昭和61年　ピクテジャパン株式会社設立
昭和62年　投資顧問業の登録、投資一任業務の認可取得
平成９年　ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更
平成９年　投資信託委託業務の免許取得
平成23年　大阪事務所開設
現在に至る

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	所有株式比率
ピクテ・アジア・ プライベート・リミテッド	シンガポール共和国　シンガポール　#02-00 ロビンソンロード　80	800株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①　基本方針

ファンドは、実質的に日本を含む世界の株式および債券等への投資ならびにデリバティブ取引を行うことにより信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

②　投資態度

ａ　マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的に日本を含む世界の株式および債券等への投資ならびにデリバティブ取引を行います。

ｂ　有価証券指数等先物取引等および為替予約取引等を行うことがあります。

ｃ　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

＜マザーファンドの投資態度＞

ａ　投資信託証券への投資を通じて、主に日本を含む世界の株式および債券等への投資ならびにデリバティブ取引を行います。

ｂ　投資信託証券への投資にあたっては、市場環境に応じて各資産の収益とそのリスク見通しを分析して指定投資信託証券の中から選択し、その配分比率を決定します。また、組入資産および配分比率については、適宜見直しを行います。

ｃ　外貨建資産については、為替ヘッジが必要と判断した場合は為替ヘッジを行うことがあります。

ｄ　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①　投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

ａ　次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。)

(ａ)有価証券

(ｂ)デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、第23条および第29条に定めるものに限ります。)

(ｃ)金銭債権((ａ)、(ｂ)および(ｄ)に掲げるものに該当するものを除きます。)

(ｄ)約束手形((ａ)に掲げるものに該当するものを除きます。)

ｂ　次に掲げる特定資産以外の資産

(ａ)為替手形

②　有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、ピクテ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

ａ　株券または新株引受権証書
ｂ　国債証券
ｃ　地方債証券
ｄ　特別の法律により法人の発行する債券
ｅ　社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
ｆ　特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。)
ｇ　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。)
ｈ　協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。)
ｉ　特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。)
ｊ　コマーシャル・ペーパー
ｋ　新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
ｌ　外国または外国の者の発行する証券または証書で、ａからｋまでの証券または証書の性質を有するもの
ｍ　投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。)
ｎ　投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。)
ｏ　外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。)
ｐ　オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
ｑ　預託証書(金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。)
ｒ　外国法人が発行する譲渡性預金証書
ｓ　指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
ｔ　抵当証券(金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。)
ｕ　貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
ｖ　外国の者に対する権利でｕの有価証券の性質を有するもの

なお、ａの証券または証書、ｌならびにｑの証券または証書のうちａの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、ｂからｆまでの証券およびｌならびにｑの証券または証書のうちｂからｆまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、ｍおよびｎの証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

ａ　預金
ｂ　指定金銭信託(金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
ｃ　コール・ローン
ｄ　手形割引市場において売買される手形
ｅ　貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
ｆ　外国の者に対する権利でｅの権利の性質を有するもの

④　②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤　その他

ａ　委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
ｂ　委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所(金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国

金融商品市場をいいます。以下同じ。)における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ)。

c　委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

d　委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

e　委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

f　委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

g　委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

h　委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない有価証券または借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。信託財産の一部解約等の事由により、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

i　委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。信託財産の一部解約等の事由により、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

j　信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

k　委託会社は、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。委託会社は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

l　委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。

⑥　マザーファンドの指定投資信託証券の概要

マザーファンドは以下の指定投資信託証券を主要投資対象とします。

指定投資信託証券は、主に株式、公社債、コモディティ、ＲＥＩＴ、ＭＬＰもしくは短期金融商品その他これらに類する資産に投資(デリバティブ取引等の金融商品を利用するもの、ショート・ポジションを保有するものまたは為替ヘッジを行うものを含みます。)を行う投資信託の受益証券または投資証券とします。なお、指定投資信託証券は前記の選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。

[債券]

	名称	主な投資対象・方針	報酬率(注)

1	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－ユーロボンド (Pictet－EUR Bonds)	ユーロ建て債券	1.0%
2	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－ＵＳＤガバメント・ボンド (Pictet－USD Government Bonds)	米ドル建て公共債	0.65%
3	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－ユーロ・コーポレート・ボンド (Pictet－EUR Corporate Bonds)	投資適格のユーロ社債	0.95%
4	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－グローバル・エマージング・デット (Pictet－Global Emerging Debt)	米ドル建て新興国債券	1.5%
5	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－ユーロ・ハイ・イールド (Pictet－EUR High Yield)	ユーロ建てハイ・イールド債券	1.5%
6	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－ユーロ・ショート・ミッドターム・ボンド (Pictet－EUR Short Mid-Term Bonds)	主に残存期間10年未満のユーロ建て債券	0.5%
7	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－ＵＳＤショート・ミッドターム・ボンド (Pictet－USD Short Mid-Term Bonds)	主に残存期間10年未満の米ドル建て債券	0.5%
8	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－ＥＵＲガバメント・ボンド (Pictet－EUR Government Bonds)	ユーロ建て公共債	0.65%
9	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－エマージング・ローカル・カレンシー・デット (Pictet－Emerging Local Currency Debt)	新興国の現地通貨建て債券	1.65%
10	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－アジア・ローカル・カレンシー・デット (Pictet－Asian Local Currency Debt)	アジア新興国の現地通貨建て債券	1.65%
11	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－グローバル・エマージング・カレンシー (Pictet－Global Emerging Currencies)	新興国通貨(デリバティブ等も用いる)	1.65%
12	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－ラテン・アメリカ・ローカル･カレンシーデット (Pictet－Latin American Local Currency Debt)	ラテンアメリカ新興国の現地通貨建て債券	1.65%
13	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－ＵＳハイ・イールド (Pictet－Us High Yield)	米ドル建てハイ・イールド債券	1.5%
14	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－ＥＵＲショートターム・ハイ・イールド (Pictet－EUR Short Term High Yield)	ユーロ建て短期ハイ・イールド債券	1.4%
15	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－グローバル・ボンド・ファンダメンタル (Pictet－Global Bonds Fundamental)	世界の主要マクロ経済指標に基づき世界の公共債に投資	0.9%
16	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－エマージング・コーポレート・ボンド (Pictet－Emerging Corporate Bonds)	新興国の社債	1.85%
17	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－ショートターム・エマージング・コーポレート・ボンド (Pictet-Short Term Emerging Corporate Bonds)	主に新興国の短期社債に投資	1.5%

18	ルクセンブルグ籍外国投資信託 ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド－ 資源国ソブリン・ファンド (Pictet Global Selection Fund－Resource-Rich Countries Sovereign Fund)	世界の資源国のソブリン・準ソブリン債券	0.6%
19	ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド－ 世界分散債券ファンド (PGSF- Global Diversified Bond Fund)	世界の様々な債券（国債、政府機関債、投資適格社債、ハイイールド社債等）	0.6%
20	内国証券投資信託 ピクテ円インカム・セレクト・ファンドII (適格機関投資家専用)	ヘッジ後利回りの高い国の国債に厳選投資	0.648% (税抜0.6%)
21	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－ショート－ターム　マネー・マーケットＵＳＤ (Pictet－Short-Term Money Market USD)	米ドル建てでの元本の安定性と短期金融市場金利の確保を目的とし、短期金融商品等に投資	0.3%
22	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－ショート－ターム　マネー・マーケットＥＵＲ (Pictet－Short-Term Money Market EUR)	ユーロ建てでの元本の安定性と短期金融市場金利の確保を目的とし、短期金融商品等に投資	0.3%
23	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－ショート－ターム・マネー・マーケットＪＰＹ (Pictet－Short-Term Money Market JPY)	円建てでの元本の安定性と短期金融市場金利の確保を目的とし、短期金融商品等に投資	0.3%

[株式]

	名称	主な投資対象・方針	報酬率(注)
24	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－ヨーロピアン・エクイティ・セレクション (Pictet－European Equity Selection)	欧州株式	1.6%
25	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－スモール・キャップ・ヨーロッパ (Pictet－Small Cap Europe)	欧州小型株	1.95%
26	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－ヨーロッパ・インデックス (Pictet－Europe Index)	MSCI Europe Indexへの連動を目指す	0.7%
27	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－ＵＳＡインデックス (Pictet－USA Index)	S&P500種指数への連動を目指す	0.7%
28	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－ジャパン・インデックス (Pictet－Japan Index)	MSCI Japan Indexへの連動を目指す	0.7%
29	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－デジタル・コミュニケーション (Pictet－Digital Communication)	デジタル・コミュニケーション関連(コンテンツ、Eコマース、ネットワーク・オペレーター等の分野)の株式	1.9%
30	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－ウォーター (Pictet－Water)	世界の水関連株式	1.95%
31	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－アジア株式(除く日本) (Pictet－Asian Equities Ex Japan)	日本を除くアジア株式	1.85%
32	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－グレーター・チャイナ (Pictet－Greater China)	香港、中国、台湾の株式	1.95%

33	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－ヘルス (Pictet－Health)	ヘルス関連株式	1.95%
34	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－セキュリティ (Pictet－Security)	セキュリティ関連(インターネット・セキュリティ、警備、防衛等)の株式	1.95%
35	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－クリーン・エナジー (Pictet－Clean Energy)	代替エネルギー関連(太陽光、風力等)の株式	1.95%
36	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－ティンバー (Pictet－Timber)	世界の森林・木材関連の株式	1.95%
37	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－アグリカルチャー (Pictet－Agriculture)	世界の農業関連株式	1.95%
38	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－グローバル・メガトレンド・セレクション (Pictet－Global Megatrend Selection)	ピクテのテーマ戦略に投資	1.95%
39	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－ハイ・ディヴィデンド・セレクション (Pictet－High Dividend Selection)	世界の高配当利回りの株式	1.95%
40	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－クオリティ・グローバル・エクイティ (Pictet－Quality Global Equities)	世界の株式の中から高質な銘柄に投資	1.95%
41	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ－ロボティクス (Pictet－Robotics)	世界のロボティクス関連の株式	1.95%
42	ルクセンブルグ籍外国投資信託 ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド－ グローバル・ユーティリティーズ･エクイティ･ファンド (Pictet Global Selection Fund－Global Utilities Equity Fund)	世界の高配当公益株式投資	0.6%
43	ルクセンブルグ籍外国投資信託 ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド－ グローバル・ハイイールド・エマージング・エクイティ・ファンド (Pictet Global Selection Fund－Global High Yield Emerging Equities Fund)	新興国の高配当利回り株式	0.6%
44	ルクセンブルグ籍外国投資信託 ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド－ ジャパニーズ・エクイティ・オポチュニティーズ (Pictet Global Selection Fund－Japanese Equity Opportunities)	日本株式に投資し、一部ロング・ショートポジションを構築することでより高いリターンを目指す	0.7%
45	ルクセンブルグ籍外国投資信託 ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド－ 新興国株式ボラティリティ低減ファンド (Pictet Global Selection Fund - Emerging Equity Lower Volatility Fund)	新興国の高配当利回り株式に分散投資し、相対的にボラティリティの低い運用を目指す	0.6%
46	内国証券投資信託 ピクテ・プレミアム・ブランド・ファンド (適格機関投資家専用)	世界のプレミアム・ブランド企業の株式	0.648% (税抜0.6%)
47	内国証券投資信託 ピクテ・メジャー・プレーヤーズ・ファンド (適格機関投資家専用)	世界のメジャー・プレイヤー企業(ブランド力、マーケティング力を有し高い競争優位性を持つ企業)の株式	0.648% (税抜0.6%)

48	内国証券投資信託 ピクテ日本ナンバーワン・ファンド (適格機関投資家専用)	日本のナンバーワン企業の株式	0.648% (税抜0.6%)
49	内国証券投資信託 ピクテ・バイオ医薬品ファンドⅡ(適格機関投資家専用)	世界主要市場のバイオ医薬品関連企業の株式	0.648% (税抜0.6%)
50	スイス籍外国投資信託 ピクテ(CH)スイス・ミッド・スモール・キャップ (Pictet CH Swiss Mid Small Cap)	スイスの中小型株式	0.99%

[オルタナティブ]

	名称	主な投資対象・方針	報酬率(注)
51	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ‐アブソリュート・リターン・グローバル・ディバーシファイド (Pictet‐Absolute Return Global Diversified)	多様な資産へ分散投資を行い、絶対収益の獲得を目指す	1.25%
52	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ‐アブソリュート・リターン・フィックスド・インカム (Pictet - Absolute Return Fixed Income)	世界の様々な債券や通貨等に投資し、絶対収益の獲得を目指す	1.15%
53	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ・トータル・リターン‐コルト・ヨーロッパ (Pictet Total Return‐Corto Europe)	欧州株式ロング・ショート戦略	2.22%
54	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ・トータル・リターン‐マンダリン (Pictet Total Return‐Mandarin)	グレイター・チャイナ(香港、台湾、中国)株式ロング・ショート戦略	2.22%
55	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ・トータル・リターン‐コスモス (Pictet Total Return‐Kosmos)	グローバル・クレジット・ロング・ショート戦略	2.22%
56	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ・トータル・リターン‐ディバーシファイド・アルファ (Pictet Total Return‐Diversified Alpha)	株式や債券等に投資し、絶対収益を目指すマルチストラテジー型市場中立運用	2.22%
57	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ・トータル・リターン‐アゴラ (Pictet Total Return‐Agora)	市場中立型欧州株式ロング・ショート戦略	2.22%
58	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ・トータル・リターン‐フェニックス (Pictet Total Return‐Phoenix)	市場中立型アジア株式ロング・ショート戦略	2.22%
59	スイス籍外国投資信託 ピクテ(CH)プレシャス・メタル・ファンド‐フィジカル・ゴールド (Pictet CH Precious Metals Fund‐Physical Gold)	金	0.34%

[ＥＴＦ]

60	金融商品取引所に上場(これに準ずるものおよび上場予定等を含みます。)されている投資信託証券(以下「上場投資信託証券」といいます)	報酬率は銘柄毎に異なります。

(上記１～17、21～41、51～58はルクセンブルグ籍外国投資法人、18、19、42～45はルクセンブルグ籍外国投資信託、20、46～49は内国証券投資信託、50、59はスイス籍外国投資信託です。“PGSF”は「ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド」の略称です。)

(注)報酬率は平成27年９月末日現在のものであり、各指定投資信託証券の純資産総額に対する年率を表示しています。なお、上限が設けられているものについてはその上限の料率を表示しております。また、別途、成功報酬がかかるものがあります。

※上記の内容は、今後変更される場合があります。また、上記の中から投資する投資信託証券を選択するため、投資を行わないものもあります。上記19、49については、平成27年11月14日現在未設定であり、設定までの間に上記内容が変更されることがあります。

（３）【運用体制】

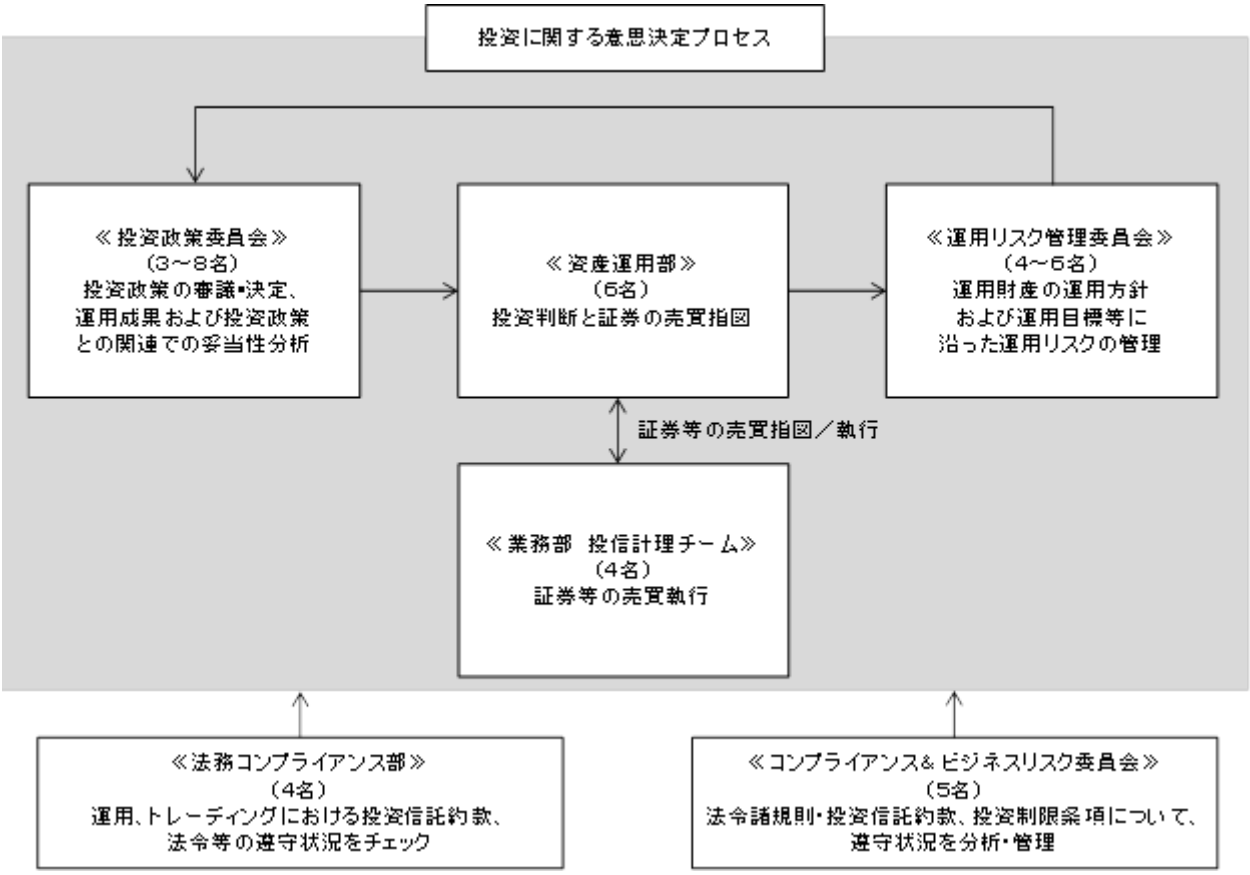

・投資政策委員会(３～８名)において、投資政策が審議・決定されます。

・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部(４名)において、運用・トレーディングの状況、資産の組入れの状況ならびに投資信託約款、投資ガイドラインおよび法令等の遵守状況がチェックされます。また、コンプライアンス＆ビジネスリスク委員会(５名)において、法令諸規則、投資信託約款および投資制限条項について、その遵守状況が分析・管理されます。運用リスク管理委員会(４～６名)において、運用財産の運用方針および運用目標等に沿って運用リスクの管理が行われます。投資政策委員会においては、前記のほか、運用の成果および投資政策との関連での妥当性が分析されます。これらのモニタリングの結果、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。

・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などのほか、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。

・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

※運用体制は、平成27年９月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

（４）【分配方針】

①　毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

ａ　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

ｂ　収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

c　留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

②　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

a　配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

b　売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

③　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

④　ファンドの決算日

２月、８月の各15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

⑤　収益分配金のお支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

＜収益分配金に関する留意事項＞

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(５)【投資制限】

①　投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合(投資信託約款)

信託財産の純資産総額の５％以内とします。

②　外貨建資産への実質投資割合(投資信託約款)

制限を設けません。

③　投資する株式等の範囲(投資信託約款)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

④　信用取引の指図範囲(投資信託約款)

信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

a　信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

b　株式分割により取得する株券

c　有償増資により取得する株券

d　売り出しにより取得する株券

e　信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券

f　信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(ｅのものを除きます。)の行使により取得可能な株券

⑤　有価証券先物取引等の運用指図・目的・範囲(投資信託約款)

a　委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

(ａ)先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

(ｂ)先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(２)投資対象③金融商品の指図範囲」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(ｃ)コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、⑤で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

b　委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

(ａ)先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

(ｂ)先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

(ｃ)コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ⑤で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

c　委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

(ａ)先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「(２)投資対象③金融商品の指図範囲」に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

(ｂ)先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(２)投資対象③金融商品の指図範囲」に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

(ｃ)コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ⑤で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑥　スワップ取引の運用指図・目的・範囲(投資信託約款)

ａ　スワップ取引の契約期限は、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｂ　スワップ取引の想定元本の総額は、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

⑦　金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(投資信託約款)

金利先渡取引および為替先渡取引の決済日は、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

⑧　デリバティブ取引に係る投資制限(投資信託約款)

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいいます。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑨　有価証券の貸付の指図および範囲(投資信託約款)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

ａ　株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

ｂ　公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

⑩　有価証券の空売り(投資信託約款)

信託財産の計算においてする信託財産に属さない有価証券または借入れた有価証券の売付に係る有価証券の時価総額は信託財産の純資産総額の範囲内とします。

⑪　有価証券の借入れ(投資信託約款)

借入れに係る有価証券の時価総額は信託財産の純資産総額の範囲内とします。

⑫　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(投資信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑬　直物為替先渡取引の運用指図(投資信託約款)

直物為替先渡取引の決済日は、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

⑭　資金の借入れ(投資信託約款)

ａ　委託会社は、借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ｃ　収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑮　同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第９条)

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

＜マザーファンドの主な投資制限＞

① 投資信託証券への投資割合(投資信託約款)

制限を設けません。

② 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託の受益証券以外の有価証券への直接投資(投資信託約款)

行いません。

③ 外貨建資産への実質投資割合(投資信託約款)

制限を設けません。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

ファンドの投資に当たりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご留意ください。

ファンドの基準価額は、実質的に組入れている有価証券等の価格変動により変動し、下落する場合があります。

したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

① 基準価額の変動要因

ａ 価格変動リスク・信用リスク

・ファンドは、実質的に株式を投資対象としますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。

・ファンドは、実質的に公社債を投資対象としますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動の影響を受けます。一般的に金利が低下した場合には、公社債の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、公社債の価格は下落する傾向があります。

・ファンドは、実質的にデリバティブ取引を行うことがありますので、この場合ファンドの基準価額は当該デリバティブ取引の価格変動の影響を受けます。

・ファンドは、実質的にＲＥＩＴ、ＭＬＰおよびコモディティ(商品)を投資対象としますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れているこれらの価格変動の影響を受けます。

・有価証券の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)場合、または債務不履行に陥ると予想される場合には当該有価証券の価格が下落することがあります。

ｂ 為替に関するリスク・留意点

・実質組入外貨建資産について、為替ヘッジを行わない場合には、係る外貨建資産は為替変動の影響を受け、円高局面は基準価額の下落要因となります。

・また、為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図る場合がありますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、当該通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

ｃ ロング・ショート戦略によるリスク

・ファンドは、実質的な組入資産の一部において売建て(ショート)を行うことがありますが、当該売建て資産の価格が上昇した場合は基準価額が下落する要因となります。また、投資戦略の意図に反して、買建て(ロング)資産の価格が下落する一方で、売建て資産の価格が上昇した場合は、想定以上の損失が生じ基準価額が下落することが考えられます。

ｄ カントリーリスク

・ファンドが実質的な投資対象地域の一つとする新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進諸国と比較して大きくなる場合があり、政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。

・実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落することや運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。この他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。

e　取引先リスク

・ファンドは、実質的にデリバティブ取引を行うことがありますが、店頭デリバティブ取引を行う場合には、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になるリスクがあります。

f　流動性リスク

・市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

g　解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

・解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却(先物取引等については反対売買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

②　その他の留意点

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

・以下のいずれか日においては、取得申込みおよび解約請求はできません。

a　以下に掲げる日の前営業日または当日

ルクセンブルグの銀行の休業日、ロンドンの銀行の休業日

b　一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みおよび解約請求の受付けを取消すことがあります。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

・ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。

ファンドの取得申込者には、慎重な投資を行うためにファンドの投資目的およびリスク等を認識することが求められます。

(２)リスクの管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下のとおりです。

○　ファンドの運用におけるリスクの評価・分析および資産の組入れの状況等ならびに投資信託約款、投資ガイドライン、法令諸規則の遵守状況および運用・トレーディングの状況等のモニタリングは、運用部署から独立した部署で行っています。

○　モニタリングの結果は、上記部署により定期的に投資管理およびコンプライアンス関連の委員会へ報告されると共に、必要に応じて経営陣へも報告されます。また、問題点等が認識された場合は、速やかに運用部署その他関連部署へ改善の指示または提案等を行うことにより、適切なファンドのリスク管理を行っています。

＜リスクの管理体制図＞

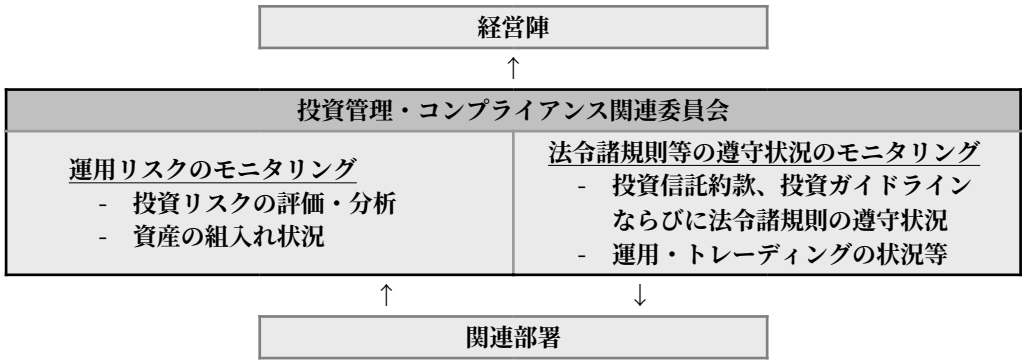

※リスクの管理体制は、平成27年９月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率
および基準価額の推移

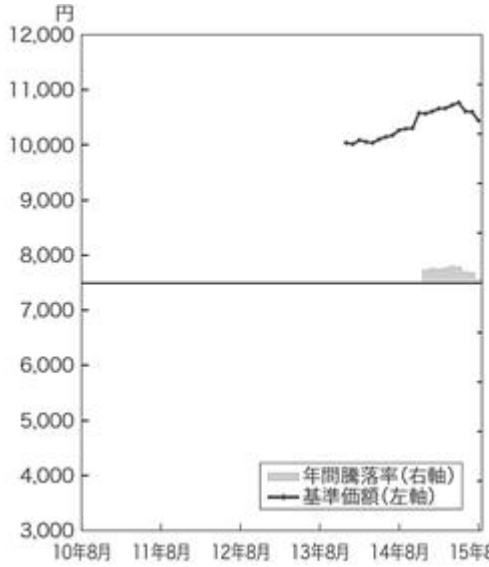

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較※
(ファンド：2014年12月～2015年８月
代表的な資産クラス：2010年９月～2015年８月)

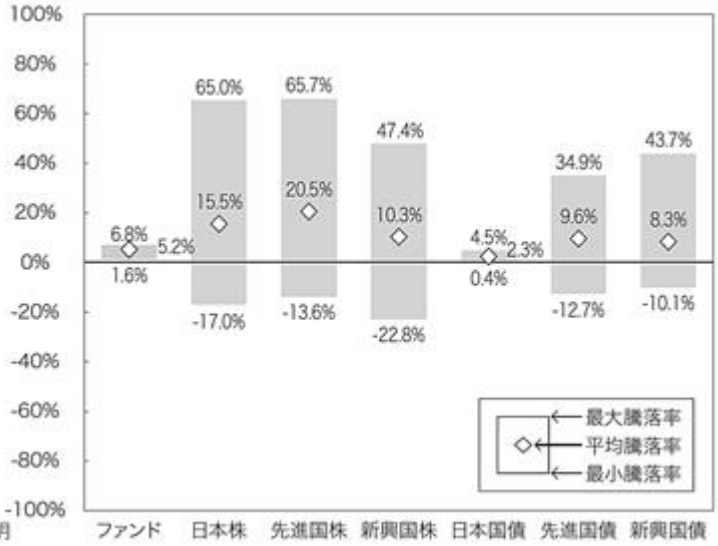

上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものですが、対象期間が異なることにご留意ください。なお、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※対象期間の各月末における直近１年間の騰落率の平均・最大・最小をファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。各資産クラスについては以下の指数に基づき計算しております。

＜各資産クラスの指数＞

日 本 株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株	MSCIコクサイ指数(税引前配当込み、円換算)
新興国株	MSCIエマージング・マーケット指数(税引前配当込み、円換算)
日本国債	NOMURA-BPI国債
先進国債	シティ世界国債指数(除く日本、円換算)
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算)

（海外の指数は、為替ヘッジをしない投資を想定して、ドルベースの各指数を委託会社が円換算しております。）

――― 上記各指数について ―――

■東証株価指数(TOPIX)(配当込み)：東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とし、浮動株ベースの時価総額加重型で算出された指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）に帰属します。東証は、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。東証は同指数の算出もしくは公表方法の変更、同指数の算出もしくは公表の停止または同指数の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。 ■MSCIコクサイ指数(税引前配当込み)：MSCIコクサイ指数とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 ■MSCIエマージング・マーケット指数(税引前配当込み)：MSCIエマージング・マーケット指数とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 ■NOMURA-BPI国債：NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また同社は同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果に関して一切責任を負いません。 ■シティ世界国債指数(除く日本)：シティ世界国債指数(除く日本)とは、Citigroup Index LLCにより設計、算出、公表されている指数であり、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券指数です。 ■JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的な指数です。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

3.78%(税抜3.5%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。
詳しくは、販売会社にてご確認ください。
申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。
※償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は、取得申込みの際に販売会社の定める日までに販売会社へ支払うものとします。
申込手数料は、投資信託を購入する際の商品等の説明や事務手続等の対価として、販売会社に支払う手数料です。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.107%(税抜1.025%)の率を乗じて得た額とし、その配分は次のとおりとします。

＜信託報酬の配分(税抜)および役務の内容＞

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.3%	年率0.7%	年率0.025%
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、各種情報提供等、基準価額の算出等	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。
信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払いのときに信託財産中から支払います。
なお、委託会社の信託報酬には、ファンドおよびマザーファンドの運用に関する助言に係る投資顧問会社への報酬が含まれています。

＜指定投資信託証券に係る報酬＞

指定投資信託証券(上場投資信託を除く)に係る報酬率は純資産総額の最大年率2.22%となっております。また、別途成功報酬がかかるものがあります。(平成27年９月末日現在。各指定投資信託証券の報酬率につきましは、前記「２投資方針　(２)投資対象　⑥マザーファンドの指定投資信託証券の概要」をご参照ください。)

＜実質的な信託報酬率＞

ファンドの信託報酬率に指定投資信託証券に係る報酬率を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率の概算値は、最大年率2.0%(税込)程度(注)に指定投資信託証券の成功報酬(適用されない場合もあります。)が加算された額となります。 (注)ファンドは市場環境により積極的に組入比率の見直しを行いますので、実際の投資信託証券の組入状況により変動します。 なお、平成27年９月末日現在の資産配分比率に基づいた試算値は、年率1.63%(税込)程度です。

※上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。

(４)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。
信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、投資信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。委託会社は、係る諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.054%(税抜0.05%)相当を上限とした額を、係る諸費用の合計額とみなして、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、随時係る諸費用の年率を見直し、前記の額を上限としてこれを変更することができます。また、当該諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。
ファンドの組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)が、そのつど信託財産から支払われます。
ファンドにおいて資金借入れを行った場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
マザーファンドの投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料および借入金の利息等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われることがあります。また、購入・換金時に信託財産留保金が購入価格に付加または換金価格から控除されるものがあります。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(５)【課税上の取扱い】

ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時における差益(法人の受益者の場合は、個別元本超過額)が課税の対象となります。
なお、収益分配金のうちの元本払戻金(特別分配金)は課税されません。
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

＜収益分配金の課税＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱い(配当所得)となる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、

① 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

＜イメージ図＞

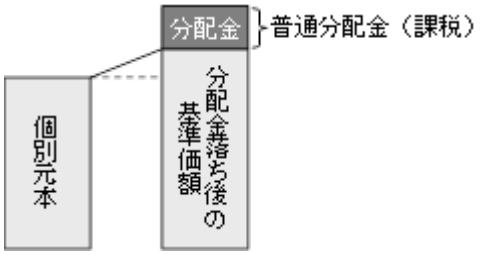

② 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

③ なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜イメージ図＞

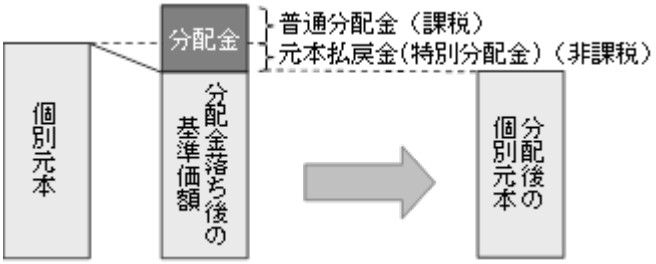

＜個別元本について＞

① 個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

④ 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります(元本払戻金(特別分配金)については、前記の「収益分配金の課税」を参照ください)。

＜解約時および償還時の課税＞

個人の受益者の場合、解約時および償還時における差益が課税対象(譲渡所得とみなされます。)となります。
法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

＜個人の受益者に対する課税＞

① 収益分配金のうち課税扱い(配当所得)となる普通分配金における源泉徴収の税率は、以下のとおりとなります(原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行うことにより申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます)。

② 解約時および償還時における差益(譲渡所得とみなして課税されます。)に係る税率は、以下のとおりとなります(特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります)。

期間	税率

平成26年１月１日から 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）
平成50年１月１日以降	20%　　(所得税15%および地方税５%)

＜法人の受益者に対する課税＞

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収され法人の受取額となります(地方税の源泉徴収はありません)。なお、ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
平成26年１月１日から 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）
平成50年１月１日以降	15%　　(所得税15%)

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ(ニーサ)」について

ＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、平成27年９月末日現在のものですので、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は平成27年８月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(１)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	5,897,194,397	99.15
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	―	50,753,920	0.85
合計(純資産総額)		5,947,948,317	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	132,611,515	2.23
債券先物取引	買建	アメリカ	289,771,675	4.87
	買建	オーストラリア	252,371,369	4.24

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。

(参考)ピクテ・マルチアセット・アロケーション・マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	アメリカ	1,053,033,323	15.55
	日本	923,387,242	13.64
	スイス	81,938,785	1.21
	小計	2,058,359,350	30.40
投資証券	ルクセンブルグ	3,503,119,927	51.75

コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	―	1,208,340,012	17.85
合計(純資産総額)		6,769,819,289	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a　評価額上位銘柄明細

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量または額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	ピクテ・マルチアセット・アロケーション・マザーファンド	5,509,851,815	1.0904	6,008,176,035	1.0703	5,897,194,397	99.15

b　種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.15
合計	99.15

(参考)ピクテ・マルチアセット・アロケーション・マザーファンド

a　評価額上位銘柄明細

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量または額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE U.S. AGGREGATE BOND ETF	56,567	13,218.41	747,726,290	13,208.61	747,172,007	11.04
2	日本	投資信託受益証券	ピクテ円インカム・セレクト・ファンドⅡ(適格機関投資家専用)	679,627,018	1.0005	680,019,580	0.9981	678,335,726	10.02
3	ルクセンブルグ	投資証券	ピクテ－ユーロボンド－ＨＩ　ＪＰＹ	6,625.2604	77,035.56	510,380,702	76,323	505,659,749	7.47
4	ルクセンブルグ	投資証券	ピクテ－アブソリュート・リターン・フィックスド・インカム－ＨＩ　ＪＰＹ	39,170.8427	10,867.56	425,691,528	10,791	422,692,563	6.24
5	ルクセンブルグ	投資証券	ピクテ－ショートターム・マネー・マーケット　ＪＰＹ　クラスＩ	4,018.4399	101,534.15	408,008,898	101,530.12	407,992,685	6.03
6	ルクセンブルグ	投資証券	ピクテ・トータル・リターン－アゴラ－ＨＩ　ＪＰＹ	22,195.972	15,298.55	339,566,375	15,527	344,636,857	5.09
7	ルクセンブルグ	投資証券	ピクテ・トータル・リターン－ディバーシファイド・アルファ－ＨＩ　ＪＰＹ	22,949.4755	14,802.33	339,705,776	14,796	339,560,439	5.02
8	ルクセンブルグ	投資証券	ピクテ・トータル・リターン－コスモスクラスＨＩ　ＪＰＹ投資証券	32,410.3835	10,449	338,656,097	10,443	338,461,634	5.00
9	ルクセンブルグ	投資証券	ピクテ－グローバル・エマージング・デットクラスＨＩ　ＪＰＹ投資証券	24,852.9651	13,698.32	340,444,090	13,551	336,782,530	4.97
10	日本	投資信託受益証券	ｉシェアーズＪＰＸ日経４００ＥＴＦ	12,200	14,356.01	175,143,391	13,840	168,848,000	2.49
11	ルクセンブルグ	投資証券	ピクテ－ユーロ・ハイ・イールド－Ｉ　ＪＰＹ	5,035.7204	33,796.9	170,191,785	32,884	165,594,629	2.45
12	ルクセンブルグ	投資証券	ピクテ－ＵＳハイ・イールド－Ｉ　ＪＰＹ	9,315.822	18,269.96	170,199,700	17,656	164,480,153	2.43
13	ルクセンブルグ	投資証券	ピクテ・トータル・リターン－マンダリン－ＨＩ　ＪＰＹ	14,388.6494	11,800.19	169,788,898	11,384	163,800,384	2.42

14	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES MSCI ALL COUNTRY WORLD MINIMUM	19,500	8,654.67	168,766,174	8,236.60	160,613,790	2.37
15	ルクセンブルグ	投資証券	ピクテ－クオリティ・グローバル・エクイティ	9,991.9772	17,043.83	170,301,572	15,693	156,804,098	2.32
16	ルクセンブルグ	投資証券	ピクテ－グローバル・メガトレンド・セレクション	5,861.2716	28,926.99	169,548,946	26,727	156,654,206	2.31
17	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES MSCI JAPAN SMALL-CAP ETF	21,093	7,263.52	153,209,622	6,886.05	145,247,526	2.15
18	スイス	投資信託受益証券	ピクテ(ＣＨ)プレシャス・メタル・ファンド－フィジカル・ゴールド　クラスＩ　ｄｙ　ＪＰＹ	6,043.1022	13,710.57	82,854,375	13,559.06	81,938,785	1.21
19	日本	投資信託受益証券	ピクテ日本ナンバーワン・ファンド(適格機関投資家専用)	58,514,564	1.4084	82,411,911	1.3023	76,203,516	1.13

ｂ　種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	30.40
投資証券	51.75
合計	82.15

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等(各通貨)	契約額等(円)	評価額(各通貨)	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	SP500MIN1509	買建	11	米ドル	1,149,170	139,256,421	1,094,335	132,611,515	2.23
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	US5YRTN1512	買建	20	米ドル	2,394,475	290,162,481	2,391,250	289,771,675	4.87
	オーストラリア	シドニー先物取引所	AU3YRTB1509	買建	26	オーストラリアドル	2,903,781.4	251,322,281	2,915,902.6	252,371,369	4.24

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成27年８月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額(百万円)		１万口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第１期末（平成26年２月17日）	2,143	2,143	10,046	10,046
第２期末（平成26年８月15日）	4,852	4,852	10,177	10,177
第３期末（平成27年２月16日）	4,703	4,703	10,602	10,602
第４期末（平成27年８月17日）	5,966	5,966	10,626	10,626
平成26年　８月末日	4,839	－	10,269	－
９月末日	4,828	－	10,294	－
10月末日	4,853	－	10,304	－
11月末日	4,831	－	10,578	－

12月末日	4,818	―	10,569	―
平成27年　１月末日	4,745	―	10,609	―
２月末日	4,871	―	10,661	―
３月末日	4,925	―	10,666	―
４月末日	5,048	―	10,724	―
５月末日	5,301	―	10,767	―
６月末日	5,597	―	10,611	―
７月末日	5,889	―	10,602	―
８月末日	5,947	―	10,438	―

(注)純資産総額は百万円未満切捨て。分配付きは、各期間末に行われた分配の額を加算しております。

②【分配の推移】

期	期間	１万口当たりの分配金(円)
第１期	平成25年12月12日～平成26年２月17日	0円
第２期	平成26年２月18日～平成26年８月15日	0円
第３期	平成26年８月16日～平成27年２月16日	0円
第４期	平成27年２月17日～平成27年８月17日	0円

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第１期	平成25年12月12日～平成26年２月17日	0.46
第２期	平成26年２月18日～平成26年８月15日	1.30
第３期	平成26年８月16日～平成27年２月16日	4.18
第４期	平成27年２月17日～平成27年８月17日	0.23

(注)収益率の計算方法：(計算期間末の基準価額(分配付き)－前計算期間末の基準価額(分配落ち))÷前計算期間末の基準価額(分配落ち)×100

（４）【設定及び解約の実績】

期	設定口数(口)	解約口数(口)
第１期	2,223,993,529	89,977,068
第２期	2,953,744,323	319,891,033
第３期	511,586,221	842,677,504
第４期	2,105,063,768	926,986,121

(注)設定口数には、当初募集口数を含みます。

＜参考情報：運用実績＞　(2015年８月31日現在)

①　基準価額・純資産の推移

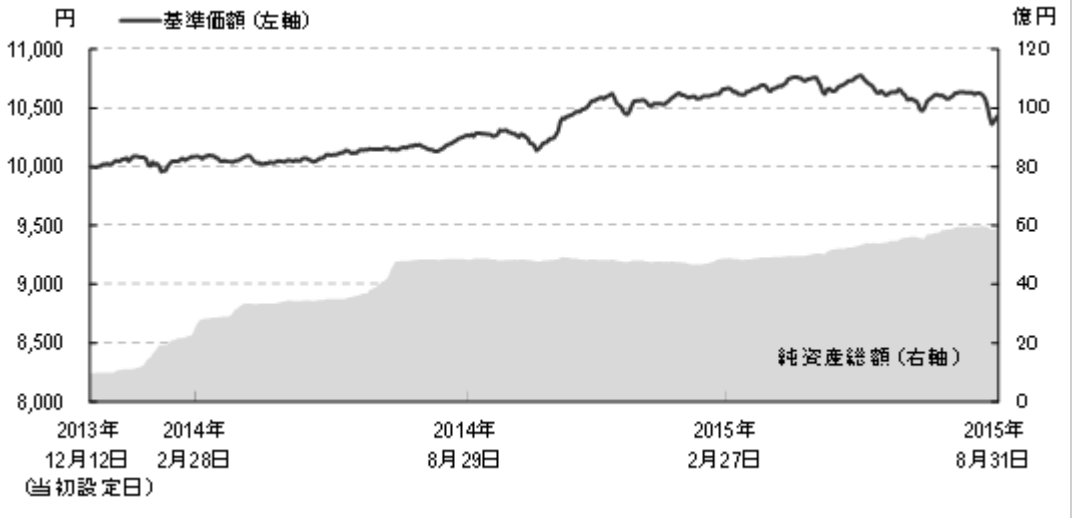

基準価額は、１万口当たり、信託報酬控除後です。

② 分配の推移(１万口当たり、税引前)

決算期	分配金
第１期 14年２月	０ 円
第２期 14年８月	０ 円
第３期 15年２月	０ 円
第４期 15年８月	０ 円
設定来 累計	０ 円

③ 主要な資産の状況

［資産別構成比］

資産名	投資先ファンド等（主な特色）	構成比
債券	i シェアーズ・コア 米国総合債券市場 ETF （米ドル建て投資適格債券に投資）	10.9%
	ピクテ円インカム・セレクト・ファンドⅡ（適格機関投資家専用） （ヘッジ後利回りの高い国の国債に厳選投資）	9.9%
	ピクテ‐ユーロボンド （ユーロ建て債券に投資）	7.4%
	ピクテ‐グローバル・エマージング・デット （米ドル建て新興国債券に投資）	4.9%
	５年米国国債先物	4.9%
	３年オーストラリア国債先物	4.2%
	ピクテ‐ユーロ・ハイ・イールド （ユーロ建てハイ・イールド債券に投資）	2.4%
	ピクテ‐USハイ・イールド （米ドル建てハイ・イールド債券に投資）	2.4%

株式	ｉシェアーズJPX日経400 ETF （JPX日経インデックス400への連動を目指す）	2.5%
	ｉ シェアーズMSCI オール・カントリー・ワールド・ミニマム・ボラティリティ （先進国・新興国の低ボラティリティ指数に連動する運用成果を目指す）	2.4%
	ピクテ－クオリティ・グローバル・エクイティ （世界の株式の中から高質な銘柄に投資）	2.3%
	ピクテ ― グローバル・メガトレンド・セレクション (ピクテのテーマ戦略に投資)	2.3%
	米S&P500種指数先物	2.2%
	ｉ シェアーズ MSCI ジャパン 小型株 ETF (日本の小型株に投資)	2.1%
	ピクテ日本ナンバーワン・ファンド(適格機関投資家専用) (日本のナンバーワン企業の株式)	1.1%
オルタナティブ	ピクテ ― アブソリュート・リターン・フィックスド・インカム (世界の様々な債券や通貨等に投資し、絶対収益の獲得を目指す)	6.2%
	ピクテ・トータル・リターン ― アゴラ (市場中立型欧州株式ロング・ショート戦略)	5.0%
	ピクテ・トータル・リターン ― ディバーシファイド・アルファ (株式や債券等に投資し、絶対収益を目指すマルチストラテジー型市場中立運用)	5.0%
	ピクテ・トータル・リターン ― コスモス (グローバル・クレジット・ロング・ショート戦略)	5.0%
	ピクテ・トータル・リターン ― マンダリン (グレイターチャイナ(香港、台湾、中国)株式ロング・ショート戦略)	2.4%
コモディティ	ピクテ(CH)プレシャス・メタル・ファンド ―フィジカル・ゴールド (金に投資)	1.2%
短期金融商品等	ピクテ ― ショート―ターム・マネー・マーケットJPY (短期金融商品等に投資)	6.0%

※先物を除く投資先ファンドは、マザーファンドを通じて組入れており、構成比は実質比率(マザーファンドの組入比率×マザーファンドの当該資産の組入比率)を表示しています。

④　年間収益率の推移

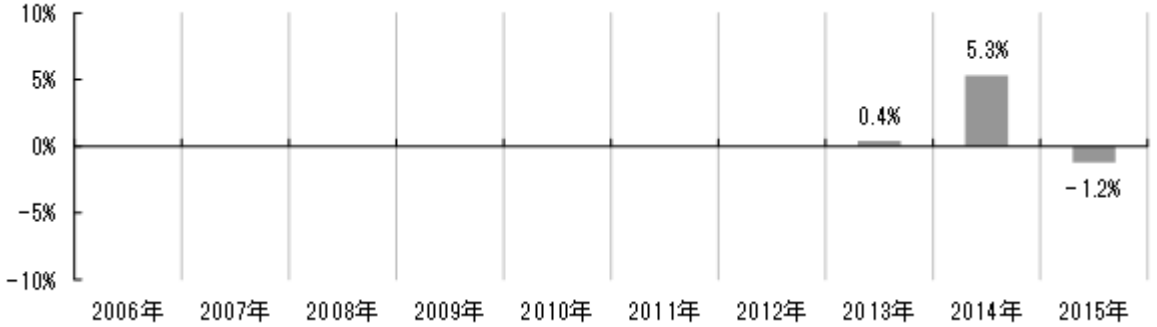

※2013年は当初設定時(2013年12月12日)以降、2015年は８月31日までの騰落率を表示しています。ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。

第２【管理及び運営】

１【申込(販売)手続等】

＜申込手続き＞

・ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。ただし、以下のいずれかの日においては、取得申込みの受付けは行いません(別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします)。

ａ　以下に掲げる日の前営業日または当日

ルクセンブルグの銀行の休業日、ロンドンの銀行の休業日

ｂ　一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

・継続申込期間における取得申込みの受付けは原則として午後３時までとします(取得申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします)。これら受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。

・取得申込みに際しては、販売会社所定の方法で申込みください。

・収益分配金の受取方法により、取得申込みには次の２コース(販売会社によっては異なる名称が使用される場合があります。)があります。

一般コース	：収益分配金を受取るコース
自動けいぞく投資コース	：収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

・取得申込みを行う投資者は、取得申込みをする際に「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、いずれかのコースを選択するものとします。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。なお、申込済みのコースの変更を行うことは原則としてできません。

・「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約※」を締結していただきます。

・販売会社によっては「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を定期的に受取るための「定期引出契約※」を締結することができる場合があります。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

・取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことがあります。

＜申込単位＞

・販売会社が定める１円または１口(当初元本１口＝１円)の整数倍の単位とします。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。
詳しくは、販売会社にてご確認ください。

・自動購入サービス契約※を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

＜申込価額＞

・取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

＜申込手数料＞

・3.78%(税抜3.5%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします(申込手数料には、消費税等相当額が加算されます)。

詳しくは、販売会社にてご確認ください。

＜払込期日、払込取扱場所＞

・申込代金は、取得申込みを行った販売会社の定める日までに当該販売会社へお支払いください。

2【換金(解約)手続等】

＜換金手続き(解約請求)＞

・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める１口の整数倍の単位をもって解約の実行を請求することができます。なお、販売会社へのお申込みにあたっては１円の整数倍の単位でお申込みできる場合があります。詳しくは、販売会社にてご確認ください。ただし、以下のいずれかの日においては、解約請求の受付けは行いません。

ａ　以下に掲げる日の前営業日または当日

ルクセンブルグの銀行の休業日、ロンドンの銀行の休業日

ｂ　一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

・解約請求の受付けは原則として午後３時までとします(解約請求の受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の請求分とします)。これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。

・解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付けを取消すことがあります。解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

＜解約価額＞

・解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額については、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社　電話番号0120-56-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで)　ホームページおよび携帯サイトhttp://www.pictet.co.jp)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「クアトロ」)。

＜解約手数料＞

・ありません。

＜信託財産留保額＞

・ありません

＜解約代金のお支払い＞

・解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して７営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

＜大口解約の制限＞

・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(１)【資産の評価】

①　基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価※して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。なお、便宜上、基準価額は１万口当たりに換算した価額で表示しています。

※ファンドの主要投資対象であるマザーファンド受益証券については、計算日の基準価額で評価します。また、先物取引については、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によって評価します。マザーファンドの主要投資対象である外国投資信託証券については原則として計算時において知りうる直近の日の１口当たりの純資産価格で、内国投資信託証券については原則として計算日における基準価額で、上場投資信託証券については原則として金融商品取引所における計算時において知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについてはそれに準ずる価額)に基づいて評価します。

②　基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

③　基準価額の照会方法

基準価額は、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社　電話番号0120-56-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで)　ホームページおよび携帯サイトhttp://www.pictet.co.jp)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「クアトロ」)。

(２)【保管】

該当事項はありません。

(３)【信託期間】

信託期間は、平成25年12月12日(当初設定日)から無期限です。

ただし、後記の「(５)その他　①ファンドの償還」に記載の条件に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

(４)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年２月16日から８月15日までおよび８月16日から翌年２月15日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日から平成26年２月17日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(５)【その他】

①　ファンドの償還

ａ　委託会社は、信託期間終了前に、ファンドの信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

ｂ　委託会社は、ａの事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ　ｂの書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下ｃにおいて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ　ｂの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｅ　ｂからｄまでの規定は、委託会社がファンドの信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、ｂからｄまでに規定するファンドの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

ｆ　委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。

ｇ　委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「②　投資信託約款の変更等」に記載の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

ｈ　受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「②　投資信託約款の変更等」に記載の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、前記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　投資信託約款の変更等

ａ　委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの投資信託約款を変更することまたはファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、ファンドの投資信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ｂ　委託会社は、ａの事項(ａの変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、ａの併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、ファンドの投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ　ｂの書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下ｃにおいて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ　ｂの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｅ　書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

ｆ　ｂからｅまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ｇ　ａからｆまでの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③　反対者の買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受付けません。

④　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤　運用報告書の作成

ａ　委託会社は、毎決算時および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第４項に定める運用報告書をいいます。)を作成し、かつファンドに係る知れている受益者に交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

ｂ　委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書をいいます。)を作成し、委託会社のホームページ(http://www.pictet.co.jp)に掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑥　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦　関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、期間満了３ヵ月前までに両者いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に１年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

委託会社と投資顧問会社との間で締結された助言に係る契約は、発効日から有効に存続し、両者のいずれかが契約終了日の１ヵ月以上前までに書面により契約終了の通知を行った場合、終了となります。

４【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(１)収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(２)償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して５営業日目までの日)から受益者に支払われます。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(３)受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有します。

一部解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して７営業日目から支払われます。

第３【ファンドの経理状況】

(１)ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(２)ファンドの計算期間は６か月であるため、財務諸表は６か月毎に作成しております。

(３)ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第４期計算期間(平成27年２月17日から平成27年８月17日まで)の財務諸表について、ＰｗＣあらた監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】
ピクテ・マルチアセット・アロケーション・ファンド
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第３期 ［平成27年２月16日現在］	第４期 ［平成27年８月17日現在］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	59,675,322	41,900,400
親投資信託受益証券	4,650,102,373	5,955,807,721
派生商品評価勘定	14,247,666	2,095,824
未収入金	－	16,563,732
未収利息	81	28
差入委託証拠金	33,304,641	37,408,066
流動資産合計	4,757,330,083	6,053,775,771
資産合計	4,757,330,083	6,053,775,771
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	9,141,312	6,259,200
未払金	948,350	－
未払解約金	15,065,202	50,815,653
未払受託者報酬	658,676	708,567
未払委託者報酬	26,347,193	28,342,659
その他未払費用	1,317,303	1,417,073
流動負債合計	53,478,036	87,543,152
負債合計	53,478,036	87,543,152
純資産の部		
元本等		
元本	4,436,778,468	5,614,856,115
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	267,073,579	351,376,504
（分配準備積立金）	218,506,508	184,786,361
元本等合計	4,703,852,047	5,966,232,619
純資産合計	4,703,852,047	5,966,232,619
負債純資産合計	4,757,330,083	6,053,775,771

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第３期 自　平成26年８月16日 至　平成27年２月16日	第４期 自　平成27年２月17日 至　平成27年８月17日
営業収益		
受取利息	5,786	4,635
有価証券売買等損益	259,491,262	65,345,730
派生商品取引等損益	28,125,491	2,833,790
為替差損益	△60,845,726	△29,639,441
営業収益合計	226,776,813	38,544,714
営業費用		
受託者報酬	658,676	708,567
委託者報酬	26,347,193	28,342,659
その他費用	1,317,303	1,417,073
営業費用合計	28,323,172	30,468,299
営業利益又は営業損失（△）	198,453,641	8,076,415
経常利益又は経常損失（△）	198,453,641	8,076,415
当期純利益又は当期純損失（△）	198,453,641	8,076,415
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	21,219,216	3,907,806
期首剰余金又は期首欠損金（△）	84,464,644	267,073,579
剰余金増加額又は欠損金減少額	21,018,501	136,845,724
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	21,018,501	136,845,724
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,643,991	56,711,408
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,643,991	56,711,408
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	267,073,579	351,376,504

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 先物取引 個別法に基づき、原則として、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。 計算期間期首及び期末の取扱い 信託約款第39条により、平成27年2月15日が休日のため、当計算期間期首を平成27年2月17日とし、平成27年８月15日及びその翌日が休日のため、当計算期間期末を平成27年８月17日としております。このため当計算期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第３期 平成27年２月16日現在	第４期 平成27年８月17日現在
1．　元本の推移		
期首元本額	4,767,869,751円	4,436,778,468円
期中追加設定元本額	511,586,221円	2,105,063,768円
期中一部解約元本額	842,677,504円	926,986,121円
2．　受益権の総数	4,436,778,468口	5,614,856,115口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第３期 自　平成26年８月16日 至　平成27年２月16日			第４期 自　平成27年２月17日 至　平成27年８月17日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	22,115,569円	費用控除後の配当等収益額	A	2,766,728円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	155,118,856円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,401,881円
収益調整金額	C	48,567,071円	収益調整金額	C	166,590,143円
分配準備積立金額	D	41,272,083円	分配準備積立金額	D	180,617,752円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	267,073,579円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	351,376,504円
当ファンドの期末残存口数	F	4,436,778,468口	当ファンドの期末残存口数	F	5,614,856,115口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	601.93円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	625.76円
10,000口当たり分配金額	H	0円	10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

(金融商品に関する注記)

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

	第３期 自　平成26年８月16日 至　平成27年２月16日	第４期 自　平成27年２月17日 至　平成27年８月17日
１．金融商品に対する取組方針	ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を運用の基本方針を含めた信託約款の規定に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及びそのリスク	ファンドが投資を行っている主な金融商品は親投資信託受益証券、為替予約取引、先物取引であります。 当該親投資信託受益証券には、保有または取引を行っている金融商品の評価により価格が変動するリスクがあります。 当該親投資信託受益証券が保有または取引を行っている金融商品は投資信託受益証券、投資証券及び為替予約取引であり、当該金融商品には、金融商品市場における相場、金利または為替の変動による市場リスク、信用リスク及び流動性リスクなどがあります。 為替予約取引は、実質組入外貨建資産及び外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的で行っています。 先物取引は信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、安定的な利益の確保を図る目的で行っています。	ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。保有する有価証券の詳細は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 これら金融商品には、市場リスク(価格変動リスク、金利リスク、為替リスク)、信用リスク、流動性リスク等があります。デリバティブ取引等を行った場合は信託約款に記載した目的で取引を行っております。
３．金融商品に係るリスク管理体制	法務コンプライアンス部門において、トレーディング・運用の状況及び資産の組入れの状況並びに投資信託約款、投資ガイドライン、法令等の遵守状況をチェックします。また、投資政策管理委員会において、法務コンプライアンス部及び担当者から、運用状況及び運用実績並びに投資信託約款、投資ガイドライン、法令等の遵守状況等が報告されます。課題等があれば運用の適切性確保のため運用担当者へフィードバックを行います。	運用リスクの管理に係る牽制機能を確保するため、運用リスク管理部門は、運用リスク等に関する状況について、運用リスク管理委員会において定期的に報告を行います。同委員会にはその他の部門からの報告も行われ、運用部門の責任者も交え対応が協議されます。 ・市場リスク 構成銘柄の状況やトラッキングエラー、その他必要に応じて各リスク指標などがチェックされます。 ・信用リスク 平均格付けや格付構成などがチェックされます。 ・流動性リスク 構成銘柄の市場での値付状況等がチェックされます。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

	第３期 自　平成26年８月16日 至　平成27年２月16日	第４期 自　平成27年２月17日 至　平成27年８月17日
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(１)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(１)有価証券 同左

	(２)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 (３)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(２)デリバティブ取引 同左 (３)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
４．金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が１年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第３期(平成27年２月16日現在)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	238,828,950
合計	238,828,950

第４期(平成27年８月17日現在)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	67,648,092
合計	67,648,092

(デリバティブ取引等に関する注記)

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

第３期(平成27年２月16日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち１年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	367,040,309	－	381,296,613	14,256,304
	売建	118,410,218	－	124,576,423	△6,166,205

合計	485,450,527	－	505,873,036	8,090,099

第４期(平成27年８月17日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち１年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	株価指数先物取引 買建	142,012,552	－	142,956,748	944,196
合計		142,012,552	－	142,956,748	944,196

(注)時価の算定方法

・先物取引

1. 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

債券関連

第３期(平成27年２月16日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち１年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	債券先物取引 買建	66,270,514	－	66,095,036	△175,478
合計		66,270,514	－	66,095,036	△175,478

第４期(平成27年８月17日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち１年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	債券先物取引 買建	265,008,975	－	266,160,603	1,151,628
合計		265,008,975	－	266,160,603	1,151,628

(注)時価の算定方法

・先物取引

1. 債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

通貨関連

第３期(平成27年２月16日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち１年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	592,096,121	－	594,895,748	△2,799,627
	米ドル	592,096,121	－	594,895,748	△2,799,627
合計		592,096,121	－	594,895,748	△2,799,627

第４期(平成27年８月17日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち１年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	590,764,800	－	597,024,000	△6,259,200
	米ドル	590,764,800	－	597,024,000	△6,259,200
合計		590,764,800	－	597,024,000	△6,259,200

(注)時価の算定方法

・為替予約取引

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(１)予約為替の受渡日(以下、当該日という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(２)当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値を元に算出したレートにより評価しております。

② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

	第３期(平成27年２月16日現在)	第４期(平成27年８月17日現在)
１口当たり純資産額	1.0602円	1.0626円
(１万口当たり純資産額)	(10,602円)	(10,626円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(４)【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ピクテ・マルチアセット・アロケーション・マザーファンド	5,460,537,014	5,955,807,721	
合計		5,460,537,014	5,955,807,721	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

(参考)

ファンドは、「ピクテ・マルチアセット・アロケーション・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同受益証券です。
なお、同投資信託受益証券の状況は以下の通りです。以下に記載した情報は監査対象外であります。

ピクテ・マルチアセット・アロケーション・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	［平成27年２月16日現在］	［平成27年８月17日現在］
資産の部		
流動資産		
預金	679,018	1,252,934
コール・ローン	633,127,504	851,934,748
投資信託受益証券	1,911,620,482	2,099,124,693
投資証券	2,210,001,004	3,562,156,325
未収入金	-	73,222,380
未収配当金	-	1,131,165
未収利息	867	583
流動資産合計	4,755,428,875	6,588,822,828
資産合計	4,755,428,875	6,588,822,828
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	137,164	-
未払金	105,284,168	-
未払解約金	-	16,563,732
流動負債合計	105,421,332	16,563,732
負債合計	105,421,332	16,563,732
純資産の部		
元本等		
元本	4,320,050,514	6,025,897,383
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	329,957,029	546,361,713

元本等合計	4,650,007,543	6,572,259,096
純資産合計	4,650,007,543	6,572,259,096
負債純資産合計	4,755,428,875	6,588,822,828

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額で評価しております。
2．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	平成27年２月16日現在	平成27年８月17日現在
1．　元本の推移		
期首相当日現在元本額	4,728,079,014円	4,320,050,514円
期中追加設定元本額	249,791,400円	1,891,871,272円
期中一部解約元本額	657,819,900円	186,024,403円
期末元本額	4,320,050,514円	6,025,897,383円
元本の内訳		
ピクテ・マルチアセット・アロケーション・ファンド	4,320,050,514円	5,460,537,014円
ピクテ・マルチアセット・アロケーション・ファンド(適格機関投資家専用)	―円	565,360,369円
2．　受益権の総数	4,320,050,514口	6,025,897,383口

(金融商品に関する注記)

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

	自　平成26年８月16日 至　平成27年２月16日	自　平成27年２月17日 至　平成27年８月17日
1．金融商品に対する取組方針	ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を運用の基本方針を含めた信託約款の規定に基づき行っております。	同左

2．金融商品の内容及びそのリスク	ファンドが投資を行っている主な金融商品は投資信託受益証券、投資証券、為替予約取引であります。 当該投資信託受益証券、投資証券には、保有または取引を行っている金融商品の評価により価格が変動するリスクがあります。 当該投資信託受益証券、投資証券が保有または取引を行っている金融商品は、それぞれ、株式、公社債、金、親投資信託受益証券及び為替予約取引があります。 当該金融商品には、金融商品市場における相場、金利または為替の変動による市場リスク、信用リスク及び流動性リスクなどがあります。 為替予約取引は、外貨建有価証券等の買付代金の支払い及び保有する外貨建有価証券等の売却代金、償還金、利金・配当金等の受取りのため、また外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的で行っています。	ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。保有する有価証券の詳細は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 これら金融商品には、市場リスク(価格変動リスク、金利リスク、為替リスク)、信用リスク、流動性リスク等があります。デリバティブ取引等を行った場合は信託約款に記載した目的で取引を行っております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	法務コンプライアンス部門において、トレーディング・運用の状況及び資産の組入れの状況並びに投資信託約款、投資ガイドライン、法令等の遵守状況をチェックします。また、投資政策管理委員会において、法務コンプライアンス部及び担当者から、運用状況及び運用実績並びに投資信託約款、投資ガイドライン、法令等の遵守状況等が報告されます。課題等があれば運用の適切性確保のため運用担当者へフィードバックを行います。	運用リスクの管理に係る牽制機能を確保するため、運用リスク管理部門は、運用リスク等に関する状況について、運用リスク管理委員会において定期的に報告を行います。同委員会にはその他の部門からの報告も行われ、運用部門の責任者も交え対応が協議されます。 ・市場リスク 構成銘柄の状況やトラッキングエラー、その他必要に応じて各リスク指標などがチェックされます。 ・信用リスク 平均格付けや格付構成などがチェックされます。 ・流動性リスク 構成銘柄の市場での値付状況等がチェックされます。

II　金融商品の時価等に関する事項

	自　平成26年８月16日 至　平成27年２月16日	自　平成27年２月17日 至　平成27年８月17日
1．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	(１)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (２)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 (３)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品	(１)有価証券 同左 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

	短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
４．金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が１年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成27年２月16日現在)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	47,715,284
投資証券	66,499,440
合計	114,214,724

(平成27年８月17日現在)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	26,159,668
投資証券	61,383,092
合計	87,542,760

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(平成27年２月16日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち１年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	104,733,492	－	104,596,328	△137,164
	米ドル	104,733,492	－	104,596,328	△137,164

合計	104,733,492	－	104,596,328	△137,164

(注)時価の算定方法

・為替予約取引

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(１)予約為替の受渡日(以下、当該日という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(２)当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値を元に算出したレートにより評価しております。

② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

(平成27年８月17日現在)

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

	(平成27年２月16日現在)	(平成27年８月17日現在)
１口当たり純資産額	1.0764円	1.0907円
(１万口当たり純資産額)	(10,764円)	(10,907円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

附属明細表

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額(口)	評価額	備考

投資信託受益証券	円	ピクテ円インカム・セレクト・ファンドⅡ(適格機関投資家専用)	654,270,165	654,662,727	
		ピクテ日本ナンバーワン・ファンド(適格機関投資家専用)	58,514,564	82,411,911	
		ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　東証ＲＥＩＴ指数連動型上場投信	45,050	82,801,900	
		ｉ　シェアーズ　ＪＰＸ日経４００　ＥＴＦ	5,400	81,540,000	
		ピクテ(ＣＨ)プレシャス・メタル・ファンド－フィジカル・ゴールド　クラスＩ　ｄｙ　ＪＰＹ	6,043.1022	82,854,375	
	円 小計		712,841,222.1022	984,270,913	
	米ドル	ISHARES CORE U.S. AGGREGATE BOND ETF	52,567	5,733,482.69	
		ISHARES MSCI ALL COUNTRY WORLD MINIMUM	27,500	1,964,050.00	
		ISHARES MSCI JAPAN SMALL-CAP ETF	21,093	1,264,314.42	
	米ドル 小計		101,160	8,961,847.11 (1,114,853,780)	
投資信託受益証券 小計			712,942,382.1022	2,099,124,693 (1,114,853,780)	
投資証券	円	ピクテ－ユーロボンド－ＨＩ　ＪＰＹ	6,421.3527	494,675,326	
		ピクテ－クオリティ・グローバル・エクイティ－Ｉ　ＪＰＹ	9,570.212	163,114,693	
		ピクテ－グローバル・エマージング・デット－ＨＩ　ＪＰＹ	24,127.8178	330,526,976	
		ピクテ－ユーロ・ハイ・イールド－Ｉ　ＪＰＹ	4,918.2076	166,250,171	
		ピクテ－ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ　クラスＩ	3,654.2591	371,031,872	
		ピクテ－ＵＳハイ・イールド－Ｉ　ＪＰＹ	8,854.7619	161,785,354	
		ピクテ－グローバル・メガトレンド・セレクション－Ｉ　ＪＰＹ	5,493.3593	158,845,977	
		ピクテ・トータル・リターン－マンダリン－ＨＩ　ＪＰＹ	13,499.7856	159,526,966	
		ピクテ・トータル・リターン－コスモス－ＨＩ　ＪＰＹ	32,410.3835	338,656,097	
		ピクテ－エマージング・コーポレート・ボンド－Ｉ　ＪＰＹ	12,246.2745	163,132,622	
		ピクテ－アブソリュート・リターン・フィックスド・インカム－ＨＩ　ＪＰＹ	37,738.4147	410,141,090	
		ピクテ・トータル・リターン－アゴラ－ＨＩ　ＪＰＹ	21,114.9635	322,995,596	
		ピクテ・トータル・リターン－ディバーシファイド・アルファ－ＨＩ　ＪＰＹ	21,715.3192	321,473,585	
投資証券 小計			201,765.1114	3,562,156,325	
合計			713,144,147.2136	5,661,281,018 (1,114,853,780)	

(注)

1. 各通貨毎の小計欄における(　)内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における(　)内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算の合計額であり内数で表示してあります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券　３銘柄	100.0%	100.0%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成27年８月31日現在です。

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	6,019,871,713円
Ⅱ　負債総額	71,923,396円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	5,947,948,317円
Ⅳ　発行済口数	5,698,479,808口
Ⅴ　１万口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	10,438円

(参考)ピクテ・マルチアセット・アロケーション・マザーファンド

Ⅰ　資産総額	6,867,052,852円
Ⅱ　負債総額	97,233,563円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	6,769,819,289円
Ⅳ　発行済口数	6,325,186,648口
Ⅴ　１万口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	10,703円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　名義書換について

該当事項はありません。

２　受益者等に対する特典

該当事項はありません。

３　受益権の譲渡

(１)受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

(２)(１)の申請のある場合には、(１)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、(１)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

(３)(１)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

４　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

５　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

６　償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

7　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(１)資本金の額

平成27年９月末日現在：２億円

委託会社が発行する株式の総数：10,000株

発行済株式総数：800株

最近５年間における資本金の額の増減はありません。

(２)委託会社の機構

①　経営の意思決定機構

定款に基づき、３名以上の取締役が株主総会において選任され、会社を運営します。議決権を行使することができる株主の議決権の過半数にあたる議決権を有する株主が出席した株主総会において、取締役を選任します。

②　投資運用の意思決定機構

投資運用業および投資助言・代理業に係る投資政策を審議･決定するとともに、その運用の成果および投資政策との関連での妥当性を分析する機関として、投資政策委員会を置きます。

投資政策委員会は、資産運用部長、ポートフォリオマネージャーその他議長が指名する者をもって構成します。投資政策委員会は月１回開催されますが、必要に応じて臨時の投資政策委員会が随時招集されます。

２【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業を行っています。

平成27年９月末日現在、委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額は次のとおりです(ただし、マザーファンドを除きます)。

種類※				本数	純資産総額(円)
追加型投資信託	国内	株式		7	13,373,015,539
	海外	株式	―	9	507,731,317,353
			インデックス型	2	715,584,031
		債券		16	131,497,620,060
	内外	株式		18	940,852,930,761
		債券		6	30,362,195,732
		資産複合		14	86,210,638,259
単位型投資信託	内外	株式		1	1,344,389,300
		債券		1	546,321,587
		資産複合		1	3,391,410,406
合計				75	1,716,025,423,028

※種類は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

３【委託会社等の経理状況】

（１)財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の財務諸表及び中間財務諸表に掲記される科目、その他の事項の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（２)監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第30期事業年度(平成26年１月１日から平成26年12月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第31期事業年度の中間会計期間(平成27年１月１日から平成27年６月30日まで)の中間財務諸表について、ＰｗＣあらた監査法人の中間監査を受けております。

財務諸表

(１)【貸借対照表】

(単位：千円)

		第29期 (平成25年12月31日現在)	第30期 (平成26年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		2,254,479	3,107,792
前払費用		32,617	54,104
未収委託者報酬		1,106,455	1,508,976
未収収益		115,522	115,412
繰延税金資産		243,653	351,591
その他		5,120	19,732
流動資産計		3,757,849	5,157,609
固定資産			
有形固定資産			
建物付属設備	※１	145,729	232,534
器具備品	※１	43,207	69,665
有形固定資産合計		188,936	302,199
無形固定資産			
ソフトウェア		109,622	58,177
その他		831	831
無形固定資産合計		110,454	59,009
投資その他の資産			
投資有価証券		3,198	7,432
長期差入保証金		220,626	283,788
繰延税金資産		461,171	465,029

投資その他の資産合計	684,996	756,250
固定資産計	984,388	1,117,458
資産合計	4,742,237	6,275,068

(単位：千円)

	第29期 (平成25年12月31日現在)	第30期 (平成26年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	24,437	32,149
未払金		
未払手数料	681,058	945,574
その他未払金	324,507	351,772
未払法人税等	393,266	408,490
賞与引当金	502,467	850,541
その他	92,842	161,331
流動負債合計	2,018,579	2,749,859
固定負債		
退職給付引当金	1,232,890	1,249,377
役員退職慰労引当金	349,194	345,886
資産除去債務	52,845	80,164
固定負債合計	1,634,930	1,675,428
負債合計	3,653,510	4,425,287
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,000	200,000
利益剰余金		
利益準備金	50,000	50,000
その他利益剰余金	838,603	1,598,272
利益剰余金合計	888,603	1,648,272
株主資本合計	1,088,603	1,848,272
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	123	1,508
評価・換算差額等合計	123	1,508
純資産合計	1,088,726	1,849,780
負債・純資産合計	4,742,237	6,275,068

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第29期 (自　平成25年１月１日 至　平成25年12月31日)	第30期 (自　平成26年１月１日 至　平成26年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	16,565,321	18,064,748

その他営業収益	417,705	427,845
営業収益計	16,983,026	18,492,594
営業費用		
支払手数料	10,539,856	11,767,215
広告宣伝費	208,856	352,129
調査費		
調査費	124,867	120,817
委託調査費	687,966	610,852
委託計算費	234,138	330,875
営業雑経費		
通信費	55,949	60,601
印刷費	360,785	370,661
諸会費	12,208	13,261
図書費	1,878	2,253
諸経費	3,520	4,120
営業費用計	12,230,028	13,632,787
一般管理費		
給料		
役員報酬	61,628	83,699
給料・手当	1,580,269	1,557,318
役員賞与	166,004	194,274
賞与	46,715	18,415
賞与引当金繰入	502,467	850,541
旅費交通費	125,323	139,707
租税公課	23,362	24,290
不動産賃借料	228,757	241,420
退職給付費用	190,892	58,939
役員退職慰労引当金繰入	12,165	△3,308
固定資産減価償却費	135,524	86,509
消耗器具備品費	23,934	21,796
人材採用費	21,542	31,535
修繕維持費	89,508	77,017
諸経費	184,925	123,847
一般管理費計	3,393,022	3,506,005
営業利益	1,359,976	1,353,801
営業外収益		
受取利息	4	4
その他	2,340	1,447
営業外収益計	2,344	1,451
営業外費用		
支払手数料	18,771	18,739
その他	3,894	387
営業外費用計	22,666	19,127
経常利益	1,339,654	1,336,126
特別利益		

その他		1,223	-
特別利益計		1,223	-
特別損失			
固定資産除却損	※１	1,273	17,759
その他		6,551	-
特別損失計		7,825	17,759
税引前当期純利益		1,333,052	1,318,366
法人税、住民税及び事業税		560,847	671,342
法人税等調整額		△30,229	△112,646
法人税等合計		530,618	558,696
当期純利益		802,434	759,669

（３）【株主資本等変動計算書】

第29期(自　平成25年１月１日　至　平成25年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
			繰越利益剰余金					
当期首残高	200,000	50,000	4,536,169	4,586,169	4,786,169	-	-	4,786,169
当期変動額								
剰余金の配当			△4,500,000	△4,500,000	△4,500,000			△4,500,000
当期純利益			802,434	802,434	802,434			802,434
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						123	123	123
当期変動額合計	-	-	△3,697,566	△3,697,566	△3,697,566	123	123	△3,697,443
当期末残高	200,000	50,000	838,603	888,603	1,088,603	123	123	1,088,726

第30期(自　平成26年１月１日　至　平成26年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
			繰越利益剰余金					
当期首残高	200,000	50,000	838,603	888,603	1,088,603	123	123	1,088,726
当期変動額								
剰余金の配当								
当期純利益			759,669	759,669	759,669			759,669
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						1,384	1,384	1,384

当期変動額合計	-	-	759,669	759,669	759,669	1,384	1,384	761,052
当期末残高	200,000	50,000	1,598,272	1,648,272	1,848,272	1,508	1,508	1,849,780

重要な会計方針

区分	第29期 自　平成25年１月１日 至　平成25年12月31日	第30期 自　平成26年１月１日 至　平成26年12月31日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	(１)その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。	(１)その他有価証券 時価のあるもの 同左
２．固定資産の減価償却の方法	(１)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法により償却しております。 (２)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法により償却しております。	(１)有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 (２)無形固定資産(リース資産を除く) 同左
３．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
４．引当金の計上基準	(１)貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算出した額を計上しております。 貸倒懸念債権等はありません。 (２)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。 (３)退職給付引当金 従業員の退職金に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。 (４)役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づき、当事業年度末における退職給付の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。	(１)貸倒引当金 同左 (２)賞与引当金 同左 (３)退職給付引当金 従業員の退職金に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。 (４)役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づき、当事業年度末における退職給付の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。
５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(１)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(１)消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更等

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)
当社は、有形固定資産の償却方法につきまして、従来、定率法によっておりましたが、当事業年度から将来にわたり定額法に変更しております。
この変更は、西日本エリアへの営業の強化を目的とする重要な設備投資が行われたことを契機に有形固定資産の使用状況の見直しを行った結果、有形固定資産は使用期間にわたって安定的な使用が見込まれることから、定額法による費用配分がより適切であると判断したこと、また、当社グループは減価償却方法について定額法を採用しており、当社グループ内で会計方針を統一することを目的として、変更したものであります。
この変更により、従来の方法によった場合と比較して、当事業年度の減価償却費は16,619千円減少しています。そのため、営業利益及び経常利益が16,619千円増加し、税引前当期純利益が16,295千円増加しています。

未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成24年５月17日。以下「退職給付適用指針」という。)

(１)概要
退職給付債務及び勤務費用の計算方法(退職給付見込額の帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法の改正等)、並びに開示の拡充等について改正されました。

(２)適用予定日
退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年12月期の期首から適用します。
なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対しては遡及適用しません。

(３)当該会計基準等の適用による影響
退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法について期間定額基準から給付算定式基準に変更することにより翌事業年度期首の繰延税金資産は34,815千円減少し、退職給付引当金は97,686千円減少し、繰越利益剰余金は62,870千円増加する見込みです。なお、勤務費用の計算方法が変更されることによる損益計算書に与える影響は軽微となる見込みです。

表示方法の変更

「退職給付会計基準」及び「退職給付適用指針」を当事業年度より適用し、(退職給付関係)注記の表示方法を変更しております。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、(退職給付関係)の注記の組替えは行っておりません。

注記事項

(貸借対照表関係)

第29期 平成25年12月31日現在		第30期 平成26年12月31日現在	
※１　有形固定資産の減価償却累計額		※１　有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	202,184千円	建物付属設備	210,059千円
器具備品	253,238千円	器具備品	264,294千円

(損益計算書関係)

第29期 自　平成25年１月１日 至　平成25年12月31日		第30期 自　平成26年１月１日 至　平成26年12月31日	
※１　固定資産除却損は次のとおりであります。		※１　固定資産除却損は次のとおりであります。	
建物付属設備	1,071千円	建物付属設備	17,348千円

器具備品	202千円	器具備品	411千円

(株主資本等変動計算書関係)

第29期(自　平成25年１月１日　至　平成25年12月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第29期事業年度期首株式数(株)	第29期事業年度増加株式数(株)	第29期事業年度減少株式数(株)	第29期事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

２．配当に関する事項

(１)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額(千円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年９月10日臨時株主総会	普通株式	4,500,000	利益剰余金	5,625,000	平成24年12月31日	平成25年９月17日

(２)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第30期(自　平成26年１月１日　至　平成26年12月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第30期事業年度期首株式数(株)	第30期事業年度増加株式数(株)	第30期事業年度減少株式数(株)	第30期事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

２．配当に関する事項

(１)配当金支払額

該当事項はありません。

(２)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第29期(自　平成25年１月１日　至　平成25年12月31日)

１．ファイナンス・リース取引(借主側)

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	218,620千円
１年超	258,331千円

合計	476,951千円

第30期(自　平成26年１月１日　至　平成26年12月31日)

１．ファイナンス・リース取引(借主側)

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	282,782千円
１年超	149,161千円
合計	431,944千円

(金融商品に関する注記)

第29期(自　平成25年１月１日　至　平成25年12月31日)

１．金融商品の状況に関する事項

(１)金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(普通預金、定期預金又は信託預金)で運用しております。

(２)金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものと海外にある当社のグループ銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっていますので金融機関が破たんした場合でもその元本は全額保護されます。グループ銀行に預け入れている預金は、グループ銀行の破たんによる信用リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

(３)金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

２．金融商品の時価等に関する事項

(１)平成25年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	2,254,479	2,254,479	-
未収委託者報酬	1,106,455	1,106,455	-
未払手数料	681,058	681,058	-
その他未払金	324,507	324,507	-

(２)金融商品の時価の算定方法

当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

(３)金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

(千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
現金・預金	2,254,479	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,106,455	-	-	-	-	-

第30期(自　平成26年１月１日　至　平成26年12月31日)

１．金融商品の状況に関する事項

(１)金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(普通預金、定期預金又は信託預金)で運用しております。

(２)金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものと海外にある当社のグループ銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっていますので金融機関が破たんした場合でもその元本は全額保護されます。グループ銀行に預け入れている預金は、グループ銀行の破たんによる信用リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

(３)金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

２．金融商品の時価等に関する事項

(１)平成26年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,107,792	3,107,792	-
未収委託者報酬	1,508,976	1,508,976	-
未払手数料	945,574	945,574	-
その他未払金	351,772	351,772	-

(２)金融商品の時価の算定方法

当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

(３)金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

(千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
現金・預金	3,107,792	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,508,976	-	-	-	-	-

(有価証券関係)

第29期(平成25年12月31日現在)

１．その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	2,000	2,202	202
	小計	2,000	2,202	202
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,000	996	△3
	小計	1,000	996	△3
合計		3,000	3,198	198

２．当事業年度中に売却されたその他有価証券(自　平成25年１月１日　至　平成25年12月31日)

該当事項はありません。

第30期(平成26年12月31日現在)

１．その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	5,000	7,432	2,432
	小計	5,000	7,432	2,432
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		5,000	7,432	2,432

２．当事業年度中に売却されたその他有価証券(自　平成26年１月１日　至　平成26年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第29期(自　平成25年１月１日　至　平成25年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

第30期(自　平成26年１月１日　至　平成26年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

区分	第29期 (平成25年12月31日現在)
１．採用している退職給付制度の概要	当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。
２．退職給付債務に関する事項	(１)退職給付債務　1,232,890千円 (２)退職給付引当金　1,232,890千円
３．退職給付費用に関する事項	退職給付費用　190,892千円 (１)勤務費用　202,830千円 (２)利息費用　9,418千円 (３)数理計算上の差異の費用処理額　△21,356千円

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	(１)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
	(２)割引率	0.61%
	(３)数理計算上の差異の処理年数	発生年度に全額損益処理しております。

第30期(自　平成26年１月１日　至　平成26年12月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

２．退職一時金制度

(１)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,232,890
勤務費用	197,573
利息費用	7,028
数理計算上の差異の発生額	△145,661
退職給付の支払額	△42,452
退職給付債務の期末残高	1,249,377

(２)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	1,249,377
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,249,377

退職給付引当金	1,249,377
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,249,377

(３)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	197,573
利息費用	7,028
数理計算上の差異の費用処理額	△145,661
退職一時金制度に係る退職給付費用	58,939

(４)数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　　0.8%

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

区分	第29期 (平成25年12月31日)	第30期 (平成26年12月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	564,332千円	568,552千円
未払事業税否認	31,863千円	28,331千円
賞与引当金損金算入限度超過額	190,988千円	320,560千円
資産除去債務	17,708千円	17,611千円
その他	24,461千円	6,687千円
繰延税金資産小計	829,352千円	941,742千円
評価性引当額	△124,452千円	△124,196千円
繰延税金資産合計	704,900千円	817,545千円

繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	75千円	924千円
繰延税金負債小計	75千円	924千円
繰延税金資産合計(純額)	704,825千円	816,621千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第29期 (平成25年12月31日)		第30期 (平成26年12月31日)	
法定実効税率	38.0%	法定実効税率	38.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	1.4%	交際費等永久に損金算入されない項目	1.8%
評価性引当金	0.3%	評価性引当金	△0.1%
法人税率の変更等による影響	△4.4%	法人税率の変更等による影響	1.8%
その他	4.5%	その他	0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.8%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.4%

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

第30期(平成26年12月31日)

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年３月31日に公布され、平成26年４月１日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成27年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が23,375千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が同額増加しております。

(資産除去債務関係)

第29期(平成25年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

(１)東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

(２)大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

２．当該資産除去債務の金額と算定方法

(１)東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は1.13%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(２)大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	52,262千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円
時の経過による調整額	583千円
当事業年度末残高	52,845千円

第30期(平成26年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

(１)東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

(２)大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

２．当該資産除去債務の金額と算定方法

(１)東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は1.13%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。増床部分は使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.53%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(２)大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	52,845千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	30,762千円
時の経過による調整額	696千円
資産除去債務の履行による減少額	△4,139千円
当事業年度末残高	80,164千円

(セグメント情報等)

第29期(自　平成25年１月１日　至　平成25年12月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

２．関連情報

(１)製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	16,565,321千円	318,582千円	99,123千円	16,983,026千円

(２)地域ごとの情報

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(３)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

第30期(自　平成26年１月１日　至　平成26年12月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

２．関連情報

(１)製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	18,064,748千円	276,070千円	151,775千円	18,492,594千円

(２)地域ごとの情報

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(３)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引関係)

第29期(自　平成25年１月１日　至　平成25年12月31日)

１．関連当事者との取引

(１)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ピクテアセットマネージメントエスエー	スイス,ジュネーブ	CHF10,000,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約	運用手数料の支払(注１)	344,155	未払金	23,993
同一の親会社を持つ会社	ピクテアセットマネージメントリミテッド	英国,ロンドン	GBP959,789	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の支払(注１)	310,210	未払金	71,593
							翻訳事務手数料の受取(注２)	3,542	未収収益	3,542
同一の親会社を持つ会社	ピクテアンド シー(ヨーロッパ)エスエー	ルクセンブルグ	CHF100,000,000	銀行	―	現金の預入	現金の引出	1,762,551	現金・預金	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテファンズ(ヨーロッパ)エスエー	ルクセンブルグ	CHF8,750,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供 役員の兼任	運用手数料の支払(注１)	33,600	未払金	3,272
							翻訳事務手数料の受取(注２)	249	未収収益	249
同一の親会社を持つ会社	ピクテグローバルセレクションファンドマネージメントエスエー	ルクセンブルグ	CHF650,000	資産運用会社	―	投資運用に関するサービスの提供	翻訳事務手数料の受取(注２)	9,314	未収収益	9,314

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１)運用手数料の支払いについてはファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注２)翻訳事務手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(１)親会社情報

ピクテ　アジア　プライベート　リミテッド(非上場)

(２)重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第30期(自　平成26年１月１日　至　平成26年12月31日)

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ピクテ アンド シー グループ エスシーエー	スイス, ジュネーブ	CHF148,500,000	グループ管理会社	間接100%	グループ会社管理に関するサービスの提供	コーディネーション手数料の支払（注１）	129,938	未払金	-

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネージメント エスエー	スイス, ジュネーブ	CHF11,000,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の支払(注２)	343,461	未払金	29,243
							翻訳事務手数料の受取(注３)	1,668	未収収益	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネージメント リミテッド	英国, ロンドン	GBP13,250,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の支払(注２)	232,377	未払金	61,091
							翻訳事務手数料の受取(注３)	1,228	未収収益	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテ ファンズ (ヨーロッパ) エスエー	ルクセンブルグ	CHF8,750,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供 役員の兼任	運用手数料の支払(注２)	35,013	未払金	9,230
							翻訳事務手数料の受取(注３)	18,661	未収収益	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテ グローバル セレクション ファンド マネージメント エスエー	ルクセンブルグ	CHF650,000	資産運用会社	―	投資運用に関するサービスの提供	翻訳事務手数料の受取(注３)	5,239	未収収益	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネージメント (ホンコン) リミテッド	香港	HKD30,000,000	資産運用会社	―	投資運用に関するサービスの提供	トレーディング手数料の支払(注４)	17,343	未払金	5,255

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１)コーディネーション手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注２)運用手数料についてはファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注３)翻訳事務手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注４)トレーディング手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

ピクテ　アンド　シー　グループ　エスシーエー(非上場)

ピクテ　アセット　マネージメント　エスエー(非上場)
ピクテ　アジア　プライベート　リミテッド(非上場)

(２)重要な関連会社の要約財務情報
重要な関連会社はありません。

(１株当たり情報)

第29期事業年度 自　平成25年１月１日 至　平成25年12月31日		第30期事業年度 自　平成26年１月１日 至　平成26年12月31日	
１株当たり純資産額	1,360,908円72銭	１株当たり純資産額	2,312,226円13銭
１株当たり当期純利益	1,003,043円08銭	１株当たり当期純利益	949,586円25銭
損益計算書上当期純利益	802,434千円	損益計算書上当期純利益	759,669千円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益	802,434千円	１株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益	759,669千円
差額	―	差額	―
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	800株	普通株式	800株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

中間財務諸表

(１)中間貸借対照表

(単位：千円)

		第31期中間会計期間末 平成27年６月30日
資産の部		
流動資産		
現金・預金		2,250,762
未収委託者報酬		1,573,975
未収収益		140,510
繰延税金資産		138,244
その他		176,109
流動資産合計		4,279,601
固定資産		
有形固定資産	※１	343,328
無形固定資産		49,689
投資その他の資産		
投資有価証券		9,783
長期差入保証金		283,788
繰延税金資産		398,720

投資その他の資産合計		692,293
固定資産合計		1,085,311
資産合計		5,364,913
負債の部		
流動負債		
未払金		1,374,356
未払法人税等		287,644
賞与引当金		275,062
その他	※２	163,005
流動負債合計		2,100,069
固定負債		
退職給付引当金		51,428
役員退職慰労引当金		314,872
資産除去債務		80,537
固定負債合計		446,839
負債合計		2,546,908
純資産の部		
株主資本		
資本金		200,000
利益剰余金		
利益準備金		50,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		2,566,209
利益剰余金合計		2,616,209
株主資本合計		2,816,209
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,795
評価・換算差額等合計		1,795
純資産合計		2,818,004
負債純資産合計		5,364,913

(２)中間損益計算書

(単位：千円)

		第31期中間会計期間 自　平成27年１月１日 至　平成27年６月30日
営業収益		
委託者報酬		11,055,374
その他営業収益		256,600
営業収益計		11,311,975
営業費用及び一般管理費	※１	9,780,710
営業利益		1,531,265
営業外収益		872
営業外費用		10,368
経常利益		1,521,770

特別損失	6,495
税引前中間純利益	1,515,274
法人税、住民税及び事業税	267,613
法人税等調整額	279,724
中間純利益	967,936

(３)中間株主資本等変動計算書

第31期中間会計期間(自　平成27年１月１日　至　平成27年６月30日)

(単位:千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
			繰越利益剰余金					
当期首残高	200,000	50,000	1,598,272	1,648,272	1,848,272	1,508	1,508	1,849,780
当中間期変動額								
中間純利益			967,936	967,936	967,936			967,936
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)						287	287	287
当中間期変動額合計	―	―	967,936	967,936	967,936	287	287	968,223
当中間期末残高	200,000	50,000	2,566,209	2,616,209	2,816,209	1,795	1,795	2,818,004

重要な会計方針

区分	第31期中間会計期間 自　平成27年１月１日 至　平成27年６月30日
１．資産の評価基準及び評価方法	有価証券 (１)その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
２．固定資産の減価償却の方法	(１)有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 (２)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法により償却しております。
３．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．引当金の計上基準	(１)貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算出した額を計上しております。貸倒懸念債権等はありません。 (２)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 (３)退職給付引当金 従業員の退職金に充てるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。 (４)役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づき、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。
５．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(１)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更等

(退職給付に関する会計基準等の適用)
「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号　平成24年５月17日。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。)を当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。
当該変更が退職給付債務の金額に与える影響は軽微であります。また、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益への影響も軽微であります。
なお、当中間会計期間の１株当たり純資産額及び１株当たり中間純利益金額に対する影響額は、軽微であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

区分	第31期中間会計期間末 (平成27年６月30日現在)
※１有形固定資産の減価償却累計額	480,657千円
※２消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

区分	第31期中間会計期間 自　平成27年１月１日 至　平成27年６月30日
※１減価償却実施額	有形固定資産　22,996千円 無形固定資産　14,864千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第31期中間会計期間(自　平成27年１月１日　至　平成27年６月30日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第31期事業年度期首株式数（株）	第31期中間会計期間増加株式数（株）	第31期中間会計期間減少株式数（株）	第31期中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

該当事項はありません。

（２）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第31期中間会計期間（自　平成27年１月１日　至　平成27年６月30日）

１．ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	201,009千円
１年超	89,543千円
合計	290,552千円

（金融商品関係）

第31期中間会計期間末（平成27年６月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

１．平成27年６月30日における金融商品の中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金・預金	2,250,762	2,250,762	-
（２）未収委託者報酬	1,573,975	1,573,975	-
資産計	3,824,737	3,824,737	-
（１）未払金	1,374,356	1,374,356	-
負債計	1,374,356	1,374,356	-

２．金融商品の時価の算定方法

現金・預金、未収委託者報酬及び未払金

これらは短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

第31期中間会計期間末（平成27年６月30日現在）

その他有価証券で時価のあるもの

	種類	中間貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額(千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	7,665	5,000	2,665
	小計	7,665	5,000	2,665
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	2,118	2,132	△14
	小計	2,118	2,132	△14
合計		9,783	7,132	2,651

(デリバティブ取引関係)

第31期中間会計期間末(平成27年６月30日現在)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第31期中間会計期間末(平成27年６月30日現在)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首	80,164千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	373千円
資産除去債務の履行による減少額	-
当中間会計期間末残高	80,537千円

(セグメント情報等)

１．セグメント情報

第31期中間会計期間(自　平成27年１月１日　至　平成27年６月30日)

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

２．関連情報

第31期中間会計期間(自　平成27年１月１日　至　平成27年６月30日)

(１)製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	11,055,374千円	165,699千円	90,901千円	11,311,975千円

(２)地域ごとの情報

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(３)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

(１株当たり情報)

第31期中間会計期間 自　平成27年１月１日 至　平成27年６月30日	
１株当たり純資産額	3,522,505円71銭
１株当たり中間純利益	1,209,920円82銭

中間損益計算書上の中間純利益	967,936千円
１株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式にかかる中間純利益	967,936千円
差額	―
期中平均株式数	
普通株式	800株

なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(１)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

(２)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

(３)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(４)および(５)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

(４)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(５)(３)および(４)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(１)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(２)事業譲渡または事業譲受

委託会社が事業の全部または一部を譲渡しようとするときは、当該期日の一月前までに、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示したうえ、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届出ます。

(３)訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(１)受託会社

名称	資本金の額※	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※平成27年３月末日現在

＜再信託受託会社の概要＞

名称	資本金の額※	事業の内容

日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※平成27年３月末日現在

(再信託の目的)

原信託契約に係る信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(２)販売会社

名称	資本金の額※	事業の内容
マネックス証券株式会社 ＳＭＢＣ日興証券株式会社 東洋証券株式会社 岩井コスモ証券株式会社 株式会社ＳＢＩ証券 楽天証券株式会社 カブドットコム証券株式会社 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社	12,200百万円 10,000百万円 13,494百万円 13,500百万円 47,937百万円 7,495百万円 7,196百万円 8,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社秋田銀行	14,100百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

※平成27年３月末日現在

(３)投資顧問会社

名称	資本金の額※	事業の内容
ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ	2,100万スイスフラン (2,594百万円)	スイス籍の法人であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその業務に付随する一切の業務を営んでいます。

※平成27年９月末日現在。スイスフランの円貨換算は、平成27年９月末日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(１スイスフラン＝123.56円)によります。

２【関係業務の概要】

(１)受託会社

ファンドの財産の保管および管理を行います。

(２)販売会社

募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等を行います。

(３)投資顧問会社

資産配分に関する助言を行います。

３【資本関係】

(１)受託会社

該当事項はありません。

(２)販売会社

該当事項はありません。

(３)投資顧問会社

委託会社と投資顧問会社の最終的な株主はピクテ・グループのパートナーです。

第３【その他】

１　目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」と称することがあります。

２　金融商品取引法第15条第２項に規定する目論見書(以下「交付目論見書」といいます。)の表紙、表紙裏または裏表紙に以下の事項を記載することがあります。

(１)図案およびキャッチコピー(図案については交付目論見書本文に記載することもあります。)
(２)金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
(３)一般社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分のうちファンドが該当する事項ならびに商品分類および属性区分の定義が一般社団法人投資信託協会のホームページで閲覧できる旨
(４)当該交付目論見書の使用開始日
(５)ファンドに関する詳細情報の入手方法について、委託会社の電話番号および受付時間ならびにインターネット・ホームページおよび携帯サイトに関する事項
(６)金融商品取引法第15条第３項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
(７)金融商品取引法第４条第１項または第２項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容
　①　届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
　②　届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
(８)ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
(９)ファンドの財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
(10)請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
(11)「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す事項
(12)委託会社の名称、ロゴマーク、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、資本金、運用する投資信託財産の合計純資産総額、加入協会およびファンドの運用の指図を行う者である旨
(13)受託会社の名称およびファンドの財産の保管及び管理を行う者である旨

３　本書で使用している「取得」、「取得申込」、「解約」、「解約請求」および「信託報酬」などを交付目論見書においてそれぞれ「購入」、「購入時」、「換金」、「換金申込」および「運用管理費用」などと記載することがあります。

４　請求目論見書の表紙または表紙裏に以下の事項を記載することがあります。

(１)ファンドの名称、愛称
(２)金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)である旨
(３)一般社団法人投資信託協会が定める商品分類のうちファンドが該当する事項
(４)当該請求目論見書の使用開始日
(５)金融商品取引法第４条第１項または第２項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容
　①　届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
　②　届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
(６)委託会社の名称およびロゴマーク

５　請求目論見書にファンドの投資信託約款、マザーファンドの運用の基本方針を掲載することがあります。

６　目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成27年３月６日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人
指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成26年１月１日から平成26年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、

ピクテ投信投資顧問株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年10月８日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会　御中

PwCあらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ・マルチアセット・アロケーション・ファンドの平成27年２月17日から平成27年８月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・マルチアセット・アロケーション・ファンドの平成27年８月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成27年９月14日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取 締 役 会 御 中

PwCあらた監査法人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（平成27年１月１日から平成27年６月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成27年６月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年１月１日から平成27年６月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。